

5 特定不正行為への対応等

ガイドラインでは、各研究機関に対して、研究活動における特定不正行為の疑惑が生じたときの調査手続や方法等に関する規程や仕組み・体制等を適切に整備することを求めている。

その際には、研究活動における不正行為に対応するための責任者を明確にし、責任者の役割や責任の範囲を定めること、告発者を含む関係者の秘密保持の徹底や告発後の具体的な手続を明確にすること、特定不正行為の疑義が生じた事案について本調査の実施の決定その他の報告を当該事案に係る配分機関等及び文部科学省に行うよう規定すること、特定不正行為の疑惑に関し公表する調査結果の内容（項目等）を定めること、「研究倫理教育責任者」の設置などの必要な体制整備を図り、広く研究活動に関わる者を対象に定期的に研究倫理教育を実施することについて規程等を適切に整備し、これを公表すること等を求めている。

① 特定不正行為の疑惑が生じたときの調査手続や方法等に関する規程の整備や見直しの実施状況

ガイドラインを踏まえた特定不正行為の疑惑が生じたときの調査手続や方法等に関する規程の整備や見直しについては、全機関の約85%（1,364機関）が「a.実施している」又は「b.平成27年度末までに実施する予定」としている。一方、「e.実施する予定はない」と回答した機関が約3%（42機関）となっている。（図5①-1）

研究機関種別で見ると、国立大学等、公立大学、私立大学、国、公、私立高等専門学校、独立行政法人では、7割以上の機関が「a.実施している」としている。一方、公立短期大学、私立短期大学、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人、その他では、「a.実施している」としている機関が5割程度であり、企業では4割を下回っている。（図5①-2）

所属する研究者数の規模別に見ると、研究者数が少ない機関で「c.平成28年度以降に実施する予定」「d.検討中であり、実施する時期は未定」と回答している機関が多い傾向にある。（図5①-3）

なお、「e.実施する予定はない」と回答している主な理由としては、

- ・特定不正行為が発生することを想定していない
 - ・体制の整備後に実施する
 - ・所属する研究者が少ない
- などを挙げている。

図5①-1：規程の整備・見直し状況

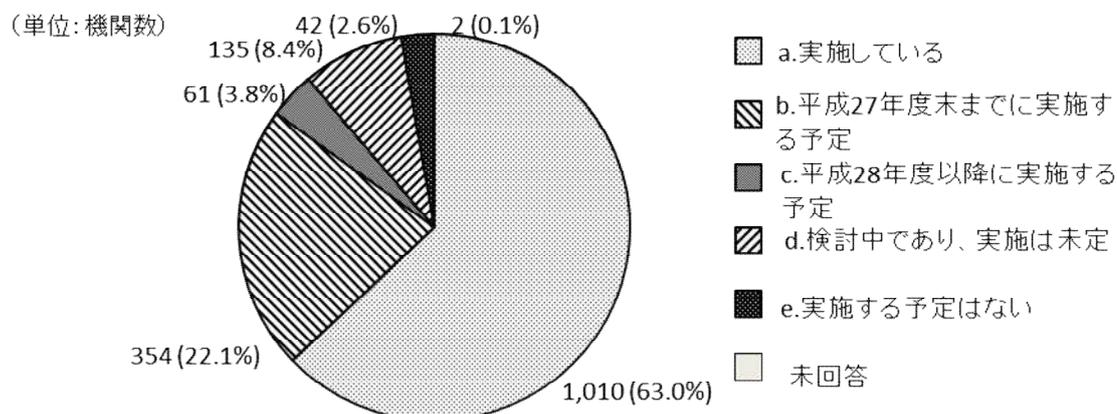


図5①-2：研究機関種別の規程の整備・見直し状況

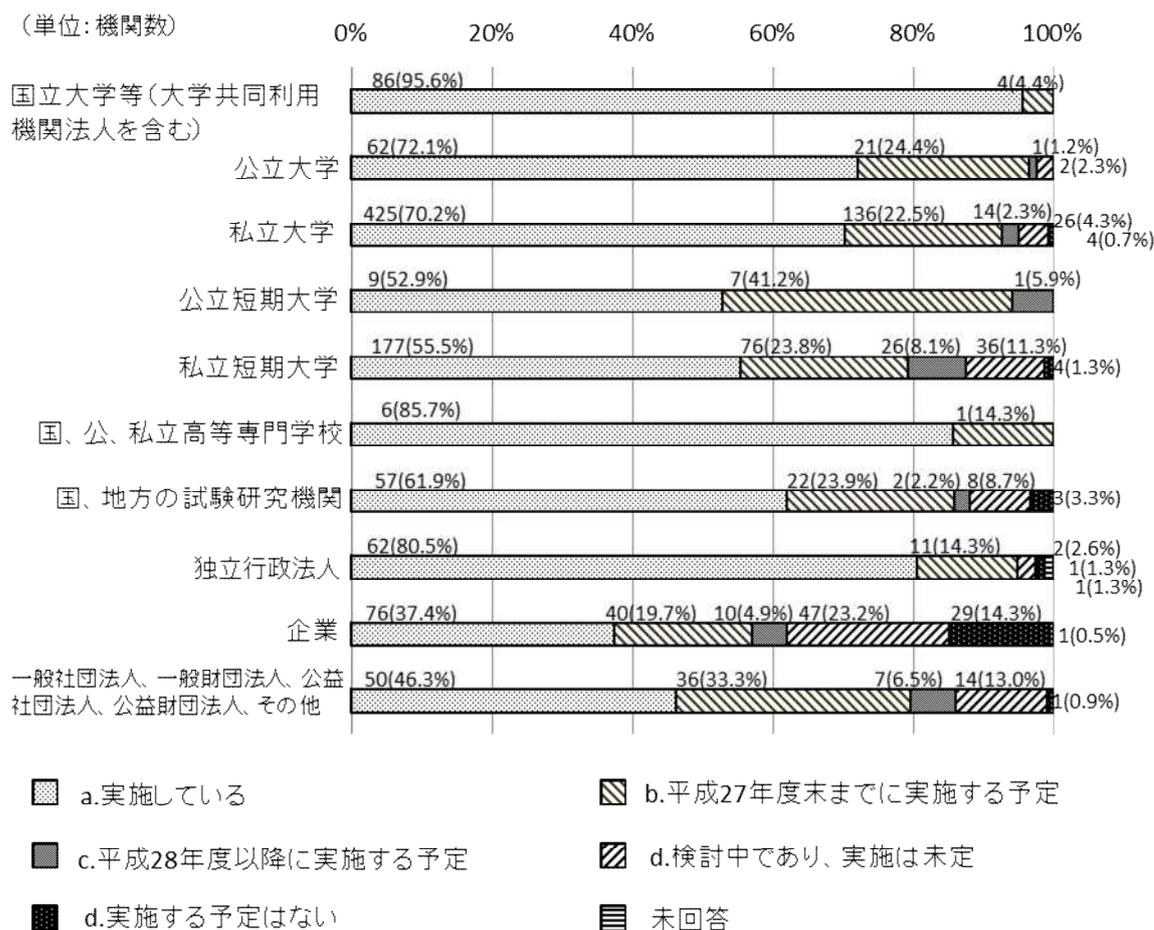
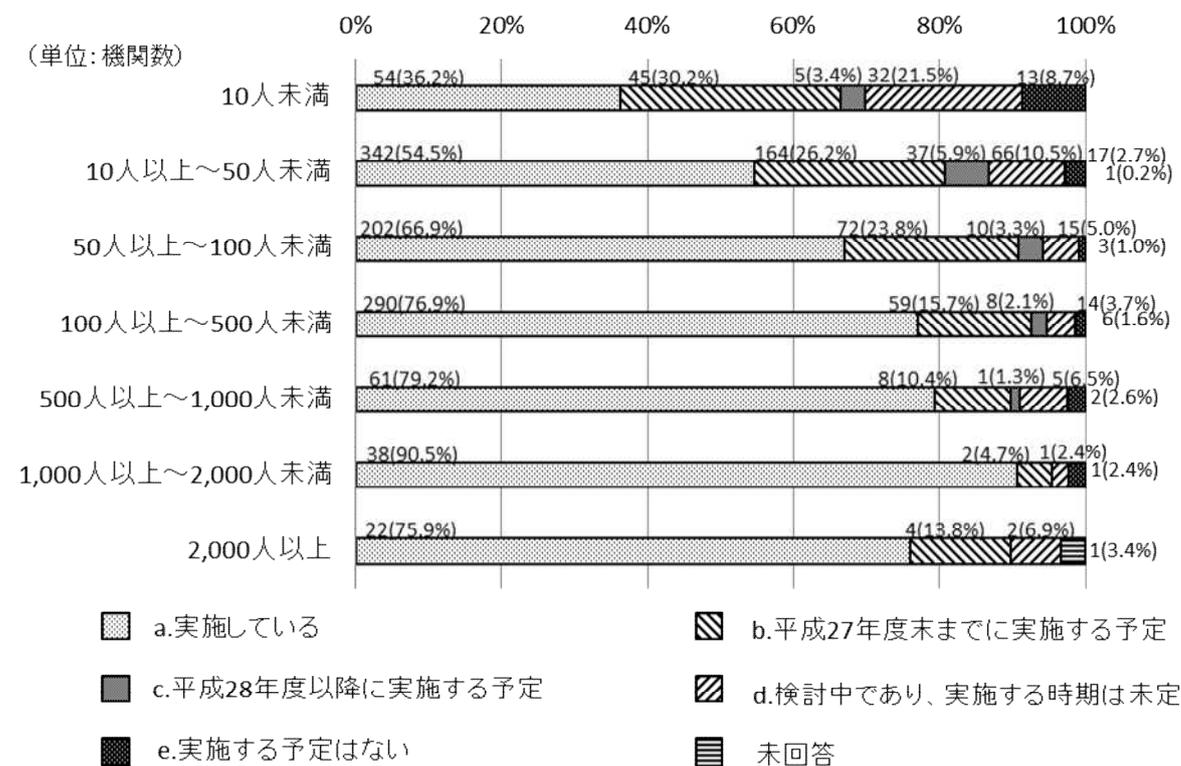


図5①-3：研究者数規模別の規程の整備・見直し状況



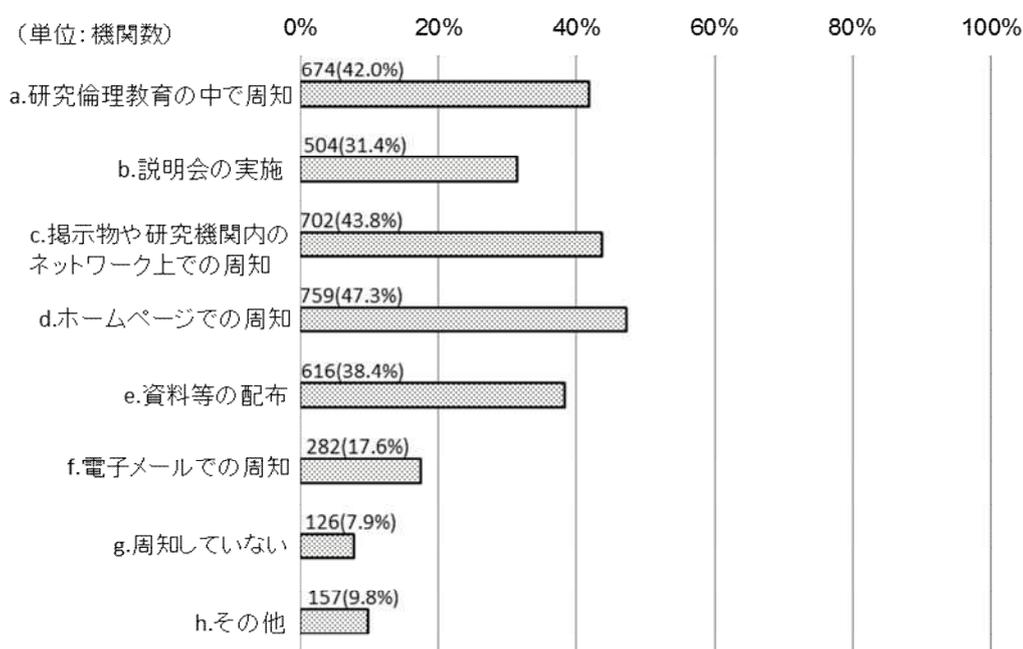
※研究者数規模を回答していない1機関は含まれていない。

② 特定不正行為の疑惑が生じたときの調査手続や方法等に関する規程の研究者等への周知方法（複数選択の設問）

特定不正行為の疑惑が生じたときの調査手続や方法等に関する規程の研究者等への周知方法として、「d. ホームページでの周知」が約 47%（759 機関）と最も多く、次いで「c. 掲示物や研究機関内のネットワーク上での周知」が約 44%（702 機関）、「a. 研究倫理教育の中で周知」が 42%（674 機関）、「e. 資料等の配布」が約 38%（616 機関）となっている。（図 5 ②）

また、「h. その他」で挙げた内容は、「教授会での説明・周知」「機関内の各種会議での説明・周知」「規定集の配布・閲覧」等である。

図 5 ②：規程の研究者への周知方法



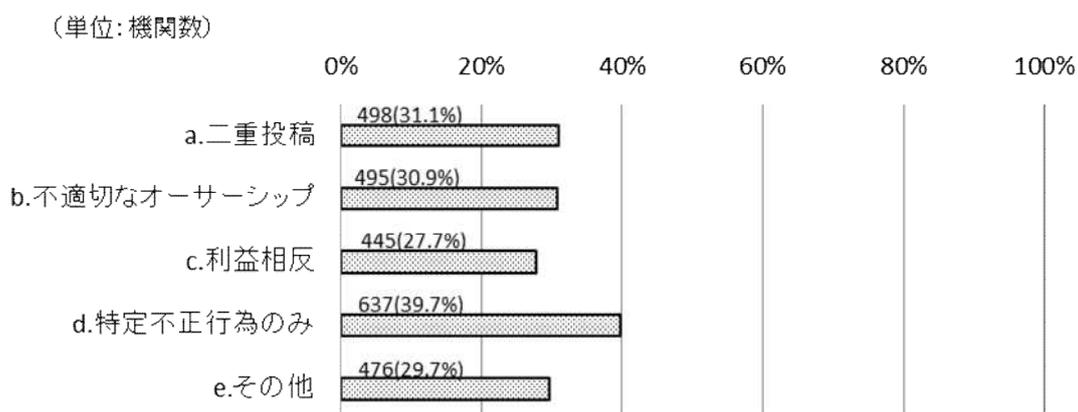
③ 特定不正行為（捏（ねつ）造、改ざん、盗用）以外に告発を受け付けて調査することとしている行為（複数選択の設問）

告発を受け付けて調査することとしている行為は、「d. 特定不正行為（捏造、改ざん、盗用）のみ」としている機関が約 40%（637 機関）であり、それ以外の機関では「a. 二重投稿」が約 31%（498 機関）、「b. 不適切なオーサーシップ」が約 31%（495 機関）、「c. 利益相反」が約 28%（445 機関）など、特定不正行為以外の不正行為に関する告発についても取り扱うこととしている。（図 5 ③）

また、「その他」で挙げた内容は、

- ・ 研究費の不正使用・不正受給
- ・ 科学者の行動規範及び社会通念に照らして研究者倫理から逸脱の程度が甚だしい行為をすること
- ・ 通報を受けた不正の内容を協議し、その結果に基づき調査実施の有無を決定することとしている
- ・ 当該研究に関する証拠隠滅、立証妨害
- ・ 法令及び関係規程等に違反する行為等である。

図 5 ③：告発を受け付けて調査することとしている行為



④ 相談や告発の受付等に関する取組状況

相談や告発の受付等に関する以下の(1)～(15)までの各設問において、7割を超える機関が、「a. 規定又は実施している」又は「b. 平成 27 年度末までに規定又は実施する予定」と回答している。(図 5 ④)

一方、「(1)相談・告発受付窓口の設置」を除く 14 項目においては、100機関を超える機関が、「d. 検討中であり、規定又は実施する時期は未定」と回答している。(図 5 ④)

なお、各設問において、「e. 規定又は実施する予定はない」と回答している機関があるが、その主な理由は以下のとおりである。

[設問 (4)]

- ・相談や告発があった時点では、窓口となる職員と利害関係があるかどうかを判断するのは困難であるため(相談又は告発内容を聞き取った時点で初めて利害関係が明らかになる)
- ・小規模な機関のため、他に対応できる者がいない。

[設問 (6)]

- ・対応責任者は、学長が指名するとし、特定の地位を要求していない。

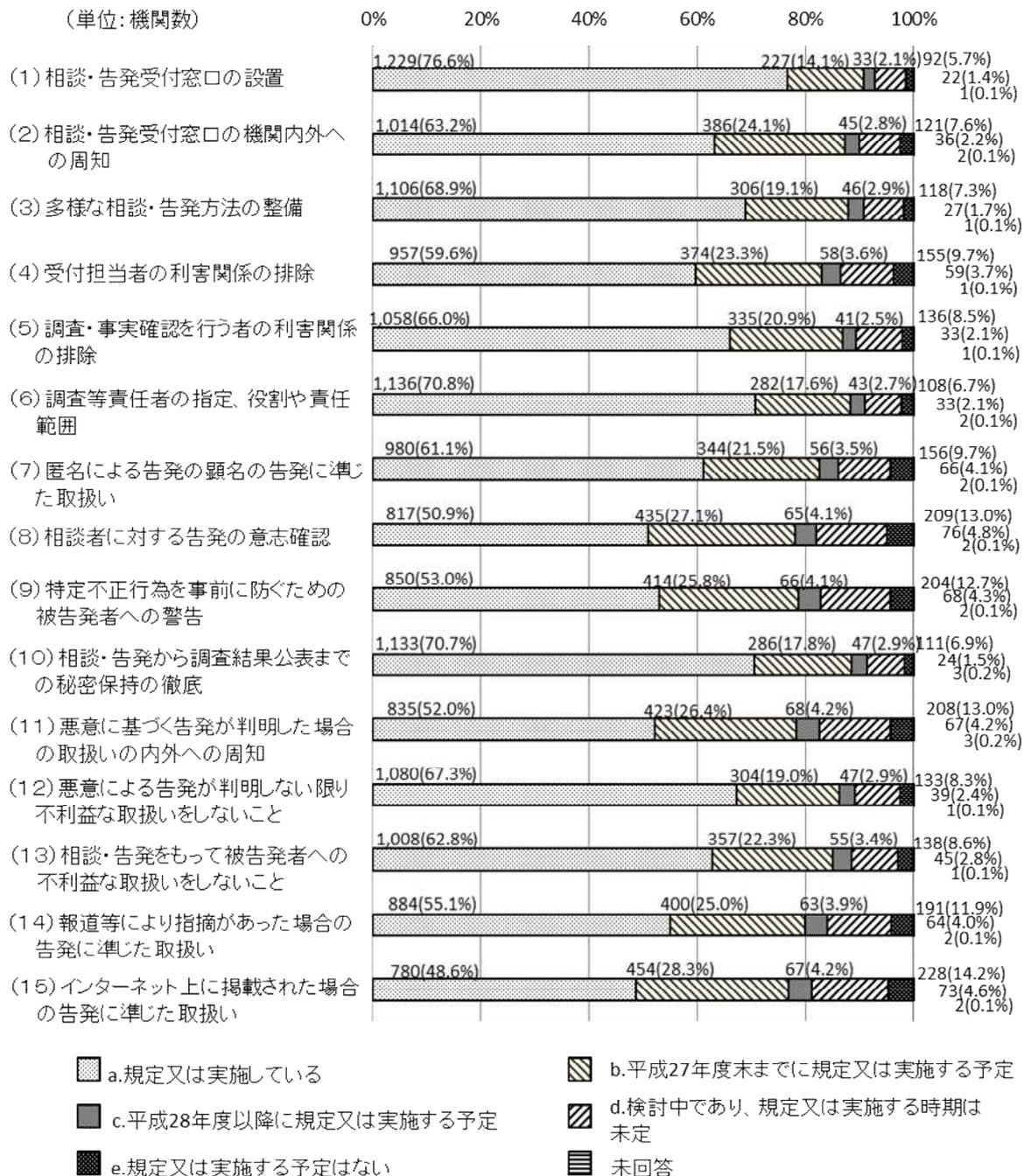
[設問 (7)]

- ・悪意に基づく告発等を防止するため、原則として実名の相談・通報のみを受け付ける。
- ・実名による告発のみを受け付ける規定としている。

[設問 (14) 及び設問 (15)]

- ・科学コミュニティや報道による不正の疑いやインターネット上の不正の疑いについては想定していないが、柔軟に対応する。
- ・規定していないが、個別に対応する。

図5④：相談や告発の受付等に関する取組状況



⑤ 調査、認定、公表等に関する取組状況

1) 予備調査に関する項目

予備調査に関する以下の(1)～(4)の各設問において、7割を超える機関が、「a. 規定又は実施している」又は「b. 平成27年度末までに規定又は実施する予定」と回答している。一方、全ての設問において、100 機関を超える機関が、「d. 検討中であり、規定又は実施する時期は未定」と回答している。(図5⑤-1)

なお、各設問において、「e. 規定又は実施する予定はない」と回答している機関があるが、その主な理由は以下のとおりである。

[設問 (1) ～ (4)]

・ 告発の受付後、本調査に入るため、予備調査は行わない。

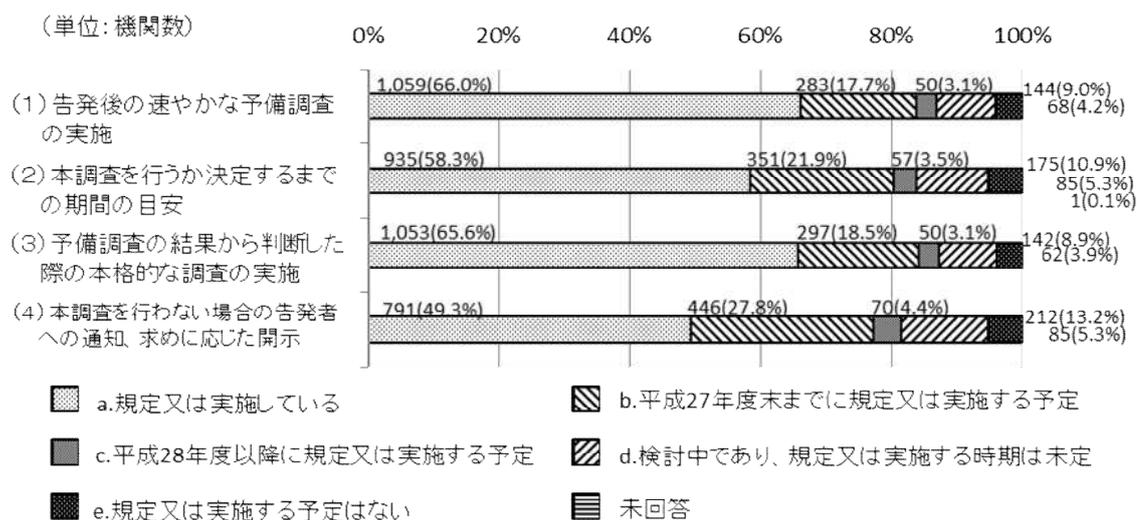
[設問 (2)]

・ 期間の目安は規定していないが、速やかに実施する。

[設問 (4)]

・ 資料の開示は、情報公開規程により判断することとなり、開示しない可能性がある。

図5⑤-1：予備調査に関する項目の取組状況



2) 本調査に関する項目

本調査に関する以下の(5)～(15)の各設問において、65%を超える機関が、「a. 規定又は実施している」又は「b. 平成 27 年度末までに規定又は実施する予定」と回答している。(図 5 ⑤-2)

一方、全ての設問において、100 機関を超える機関が、「d. 検討中であり、規定又は実施する時期は未定」と回答しており、特に、「(7) 半数以上の外部有識者とした調査委員会の設置」については、約 19% (299 機関) が「d. 検討中であり、規定又は実施する時期は未定」、約 9% (140 機関) が「e. 規定又は実施する予定はない」としている。(図 5 ⑤-2)

なお、各設問において、「e. 規定又は実施する予定はない」と回答している機関があるが、その主な理由は以下のとおりである。

[設問 (5)]

- ・ 本調査終了後の報告は規定しているが、本調査を行うときの報告については規定していない。
- ・ 配分機関への報告は規定しているが、文部科学省への報告は規定していない。

[設問 (6)]

- ・ 告発内容によって調査期間が異なると思われるため、規定していない。

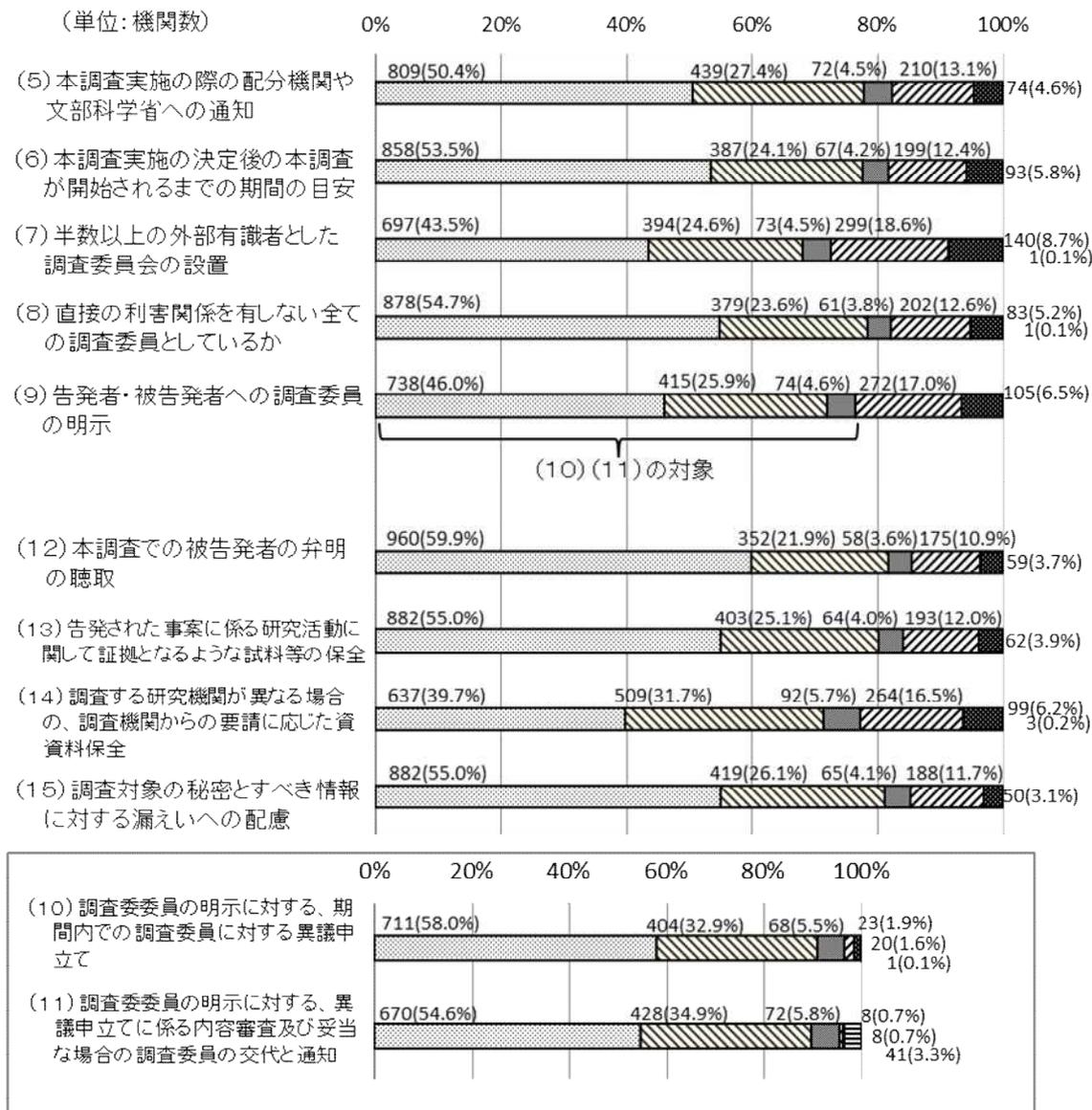
[設問 (7)]

- ・ 調査委員会に外部有識者を含めることを規定していない。半数以上の外部有識者を調査委員会に含めることを規定していない。

[設問 (9)]

- ・ 調査委員が不利益を被らないようにするため、調査委員の氏名や所属を告発者や被告発者に示すことを規定していない。

図5⑤-2：本調査に関する項目の取組状況



- a. 規定又は実施している
- b. 平成27年度末までに規定又は実施する予定
- c. 平成28年度以降に規定又は実施する予定
- d. 検討中であり、規定又は実施する時期は未定
- e. 規定又は実施する予定はない
- 未回答

3) 認定に関する項目

認定に関する以下の(16)～(30)の各設問において、7割を超える機関が、「a. 規定又は実施している」又は「b. 平成27年度末までに規定又は実施する予定」と回答している。一方、(25)、(27)～(29)の不服申立てに関する対応において、100機関を超える機関が「e. 規定又は実施する予定はない」と回答している。(図5⑤-3)

なお、各設問において、「e. 規定又は実施する予定はない」と回答している機関があるが、その主な理由や状況は以下のとおりである。

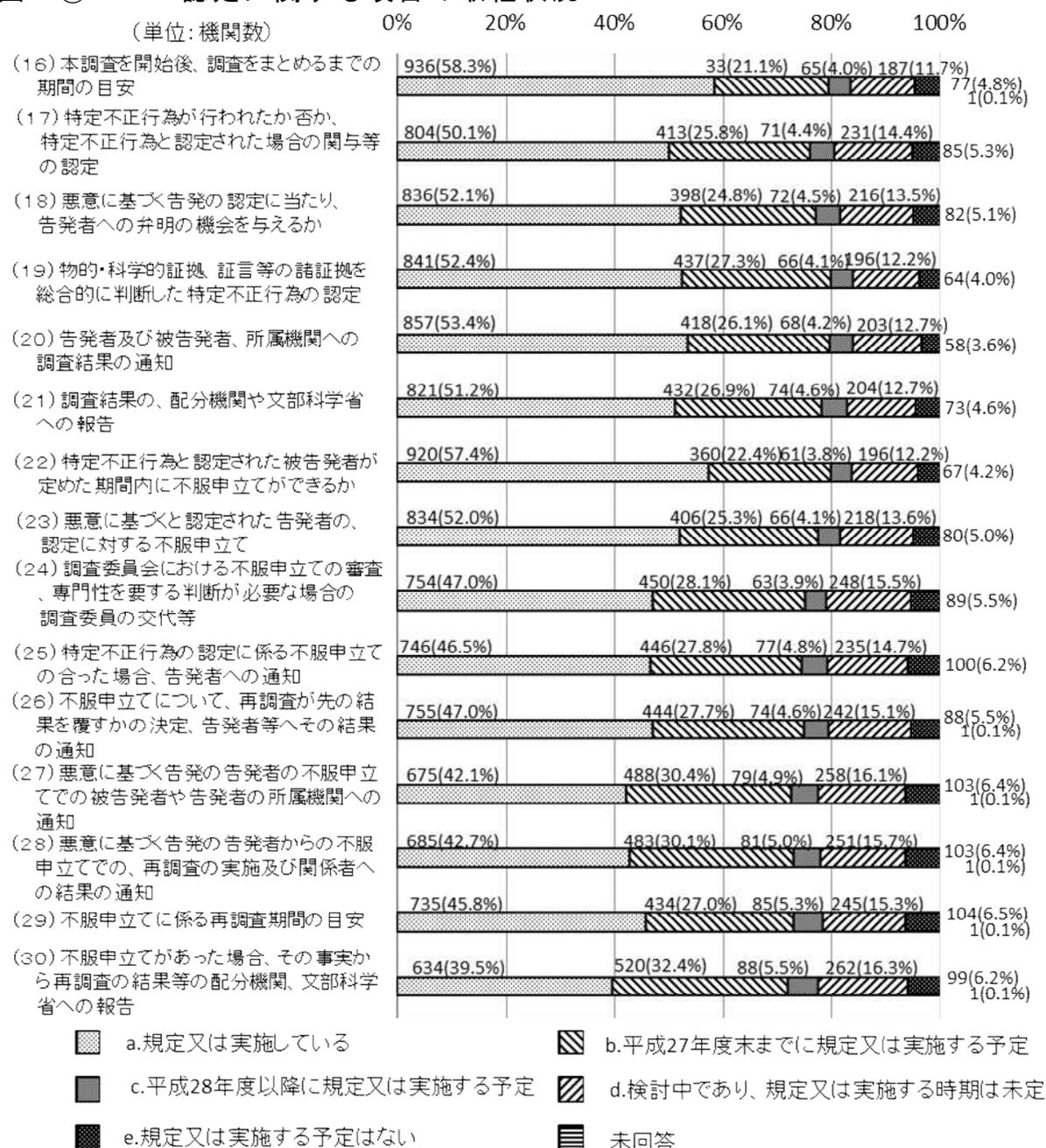
[設問(18)]

- ・規定していないが、弁明の機会を与えることも含め、事実を確認し、それに基づき判断することとしている。

[設問(24)～(30)]

- ・不服申立てについて規定していないが、誠実に対応する。

図5⑤-3：認定に関する項目の取組状況



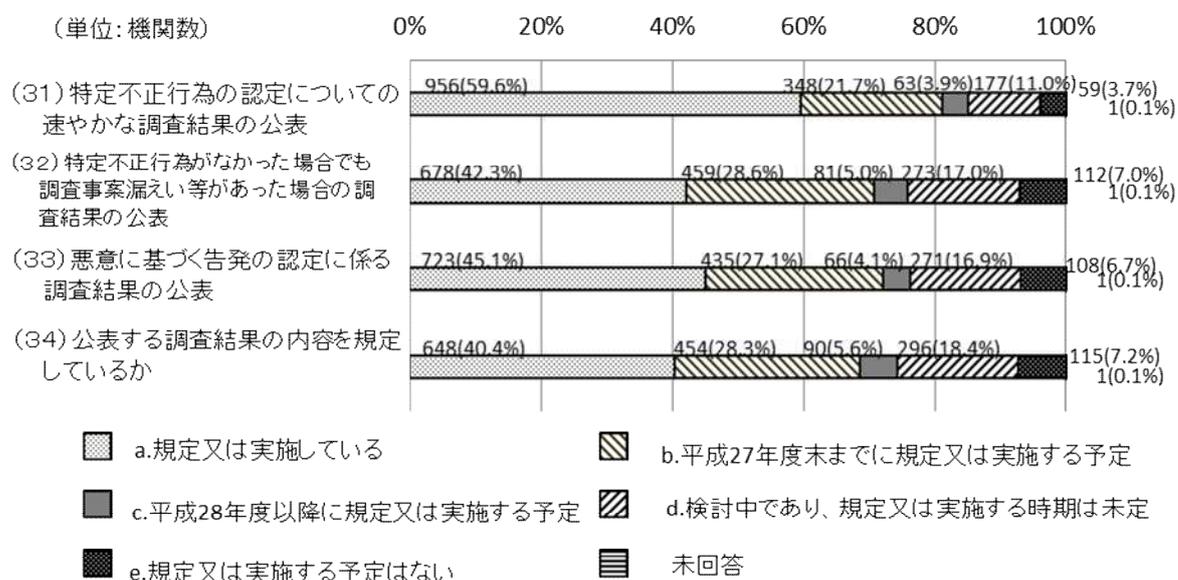
4) 調査結果の公表に関する項目

調査結果の公表に関する以下の(31)～(34)の各設問において、65%を超える研究機関が「a. 規定又は実施している」又は「b. 平成 27 年度末までに規定又は実施する予定」と回答している。一方、(32)～(34)の設問において、100 機関を超える機関が「e. 規定又は実施する予定はない」と回答している。(図 5 ⑤-4)

なお、各設問において、「e. 規定又は実施する予定はない」と回答している機関があるが、その主な理由や状況は以下のとおりである。

- ・ 事案毎の対応となるため、一律の規程は定めていない。
- ・ 規程に明示していないが、必要に応じて行う。

図 5 ⑤-4 : 調査結果の公表に関する項目の取組状況



5) 告発者及び被告発者に対する措置に関する項目

告発者及び被告発者に対する措置に関する以下の設問(35)及び設問(36)において、それぞれ約74%(1,184機関)、約80%(1,274機関)の機関が「a.規定又は実施している」又は「b.平成27年度末までに規定又は実施する予定」と回答している。(図5⑤-5) 一方、設問(35)では約5%(85機関)、設問(36)では約4%(68機関)の機関が「e.規定又は実施する予定はない」と回答しているが、その主な理由は以下のとおりである。

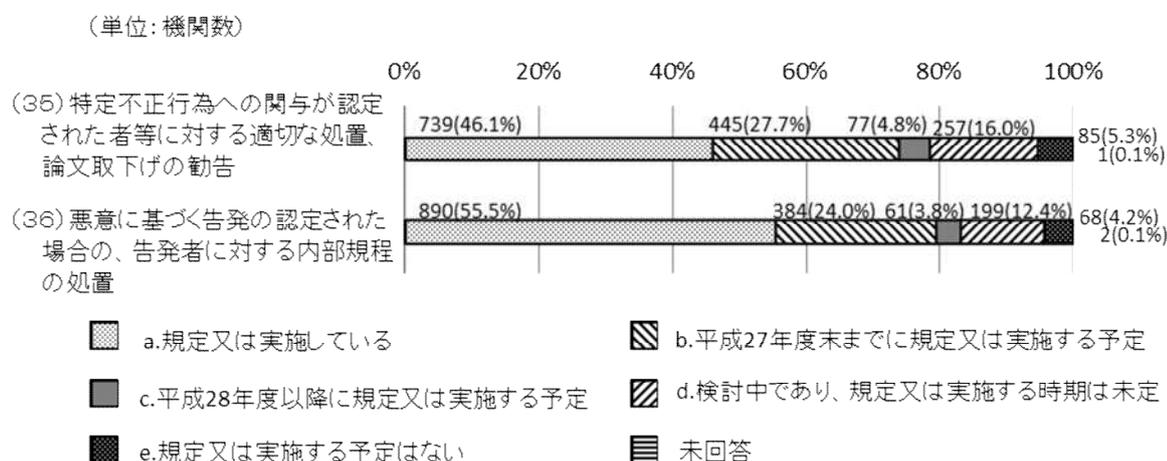
[設問(35)]

- ・論文等の取下げについて勧告することを規定していない
- ・運用で個別に対応する

[設問(36)]

- ・理事長が都度定める事故処理委員会で別途定めるものとする。
- ・定めはないが、関係機関や、弁護士に相談の上、適切に対応する。

図5⑤-5：告発者及び被告発者に対する措置に関する項目の取組状況



Ⅱ 特徴的な取組等

研究活動における不正行為への対応に関して、書面調査及び現地調査の回答の中で、主に以下のような特徴的な取組等がみられた。

1 体制整備に関する取組

- ・ A 国立大学においては、学長のガバナンスのもと、研究不正の根絶、適正な研究活動の推進に向けた取組の抜本的強化を図る目的で、全学的な統括組織を設置し、その下に部会を設置している。
当該部会は、(ア)研究活動の適正推進、研究不正防止規程の整備、(イ)研究倫理教育プログラムの作成、(ウ)啓発活動の実施計画(説明会、セミナー、通知等)、(エ)学内の研究コンプライアンス関係規程類の整備状況確認など、研究活動上の不正行為の防止及び適正な研究活動の保持に向けた具体的方策の企画等を実施するとともに、適正な研究活動の実施に当たり必要とされる各種手続等に関する全学的な調査及び監督や、研究コンプライアンス及び研究者倫理の保持に向けた教育研修の実施及び監督を実施すること等を目的に設置している。
- ・ B 国立研究開発法人では、各研究領域にメンターを配置し、研究所に所属する研究者であれば常勤、契約職員を問わず、研究活動や日常生活についてメンターに相談できるようにしている。
- ・ C 国立研究開発法人では、所属する研究者が原著論文の投稿、その他印刷物公表、学会発表、マスコミ等への公表を行う場合は、事前に公表事前届を提出し、発表内容の点検を受けることを義務付けている。
- ・ D 国立大学では、研究不正防止推進のため、研究不正防止を担当する役員の職を新設するとともに、研究不正防止対策を推進する統括部署に専任の事務職員を配置し、規定やルールの点検、改善といったPDCAサイクルに沿った改善活動を適切に実施する体制を整備している。
- ・ E 私立大学では、研究不正への対応策として、学内紀要に掲載される研究成果については、機関リポジトリを利用してインターネット上に公開することを原則としている。加えて、平成27年度の掲載より、DOI(Digital Object Identifier)を付与することを決定し、学内外から研究成果へのアクセスを容易にすることで、盗用や二重投稿が指摘されやすい環境を整備している。
- ・ F 地方独立行政法人では、研究活動の不正行為に対する取組として、責任体系を以前から整備しているコンプライアンスを推進する内部統制体制の一環として、研究不正防止体制を位置づけ、研究活動の不正行為への対応に関する責任者を内部統制体制の責任者と同一にすることにより、職務執行を円滑かつ効率的に対応している。
- ・ G 株式会社では、実行性を重視した体制を整備するため、複数の事業本部にまたがる研究部署全てに対し効力を有する規程を制定するのではなく、まず現在外部研究費を受けているプロジェクト担当部署を中心とした部署への効力を有する規程を策定し、確実に実施することで、社内規程のさらなる

ブラッシュアップを図り、法人全体への横展開を検討している。

2 研究倫理意識の醸成に関する取組

- H国立大学では、平成 27 年度内に、学士課程学生から大学院学生に至る学生はもとより、新任教員からメンター教員、研究活動に関わる事務職員、UR Aに至るまで、各ステージに求められる学習や研究活動に対応して必要な研究倫理教育を体系化して実施するための全学のガイドラインを策定する予定としている。
- I国立大学では、研究倫理意識の醸成のため、啓発活動の充実を図っており、その一環として、毎年度、研究倫理ウィークを定め、ポスターを作成し、周知するとともに、当該期間における特別企画として、学生を対象とした研究倫理教材コンテストを外部有識者による講演と併せて開催している。
- J国立大学では、研究倫理教育の実施状況・理解度の把握方法として、学内専用のグループウェアソフトを用い、既に稼働しているグループウェアソフトに登録フォームを設定し、履修の報告データは随時抽出できるようにしている。研究者等がグループウェアに履修状況を入力・報告し、履修状況を一元管理している。履修状況は集計の上、統括管理責任者から最高管理責任者に報告するとともに、研究倫理教育担当者に各部署の実施状況を通知、把握させ、更なる履修の徹底を促す仕組みとしている。
- K国立大学では、平成 25 年度から、教員の個人評価において、各教員に研究活動に関して守るべき作法の遵守についての自己点検及び自己評価の記載並びに部局長への報告を義務付けている。
- L国立大学では、附属図書館内のラーニング・コモンズにおいて、学生の学習支援としてレポート・論文の書き方等に関する図書を集めて自由閲覧できるようにしているが、研究倫理や科学倫理、技術者倫理専門書等の充実を図り、図書館を利用する学生及び教職員の意識向上を図っている。
- M私立大学では、研究成果を最終発表する学内公開発表会に至るまでに 2 度の公開中間発表会で討論する機会を設けている。大学院学生が周囲とコミュニケーションを取りながら複数の教員にチェックを受ける体制としても機能しており、大学院学生の研究倫理教育並びに研究不正行為防止に対して一定の役割を果たしている。
- N国立大学では、大学院学生に対する教育について、「研究倫理指導内容チェックリスト」により、指導漏れや理解不足が生じない体制を整備することとしている。
- O私立短期大学では、レポート作成のために守るべき引用方法について学修させており、修了時に研究倫理教育の理解度を測定するため、大学独自で「チェックリスト」を作成し、各研究者に振り返りを行わせている。
- P一般財団法人では、他機関で不正事案が発生した場合、他機関の不正事案の紹介のみでなく、どのような処罰に該当するかコメントを付した上で、法人内のネットワークに公開し、研究倫理教育の一環としている。

3 研究データの保存等に関する取組

- ・ Q私立大学では、人を対象とする医学系研究において、倫理指針及び大学の規程により、研究に用いられる情報及びその資料の保管を義務付けており、一定のモニタリング効果を果たすため年1回、定期的に「研究実施状況報告書」に保管状況を報告することとしている。
- ・ R国立研究開発法人では、所属する研究職員等が実施する研究の特性に応じて異なる研究情報の内容について、その上長（グループ長、チーム長等）が検認者となって、定期的（四半期毎）に当該研究ノートを検認し、記載内容が適正に記録されているかどうかを確認するとともに、記載内容に応じて、研究職員等に対して必要な指導や助言を行うこととしている。
- ・ S地方独立行政法人では、調査研究に携わる職員が記入する調査研究ノートを各研究グループのグループリーダー等が少なくとも月に3回チェック・サインするとともに、各部の長等にも定期的なチェックを求めている。また、調査研究活動の進捗状況を月に3回記入する旬報、月次報告会等により共有し、調査研究の進捗状況を役員等が把握するだけでなく、適切なアドバイスや支援を行うことで研究不正につながる調査研究の設計ミスや研究の遅滞を防いでいる。
- ・ T国立大学では、個々の研究者が発表した研究成果に基づく研究データとして、どのような研究データが、どこに保管されているかを記載する「研究データ保管管理簿」を作成することを規定している。研究データが、どのような形態で、どこに保存しているかを管理簿に記入させることで、研究データの「見える化」を行っているとともに、機関としてそれらの保管状況を定期的に確認し、把握できる体制を構築している。
- ・ U地方の試験研究機関では、考古学研究を行っている特性を踏まえ、各発掘調査現場について、部外者を交えた検討会を定期的で開催し、捏造や意図しない事実誤認が生じないように、研究時点での発掘調査現場の公開に努めている。また、発掘調査の終了に際して、企画部資料課がデータ・資料を保管する体制をとっている。
- ・ V財団法人では、研究者は、実験記録を記載したラボノートを作成し、1週間単位で内容が適正に記録されているか、他の研究従事者による確認、1か月ごとに管理者（所属長等）による確認を受けている。また、研究が終了したテーマのラボノートは、全て回収して定められた箇所にまとめ事務局の管理下で無期限保管することとしている。
- ・ W国立大学では、不正行為の疑惑が生じた場合、当該論文の役割分担及び責任を大学が把握できるようにするため、論文受理報告書登録システムを構築し、責任著者に当該システムへの登録を義務付けることを検討している。

4 その他の取組

- ・ X国立研究開発法人では、研究成果を発表する場合、発表しようとする研究者等は、①共同研究における責任者や責任分担の決定、②関係者による研究成果の内容確認、③各種計測データ等の保存、④引用の適切さ、⑤偽造、

ねつ造、改ざん、盗用等がないこと等を確認し、確認した記録を原則 5 年間保存することとしている。また、研究室主宰者は、上述の確認及び発表原稿その他関連資料の確認をし、発表の承認をすることとしている。

Ⅲ 検討を要する課題やガイドラインに関する意見等

研究活動における不正行為への対応に関して、機関において検討を要する課題や、ガイドラインに関する意見等について記入を求めたところ、機関より提出された主な意見は以下のとおりである。

1 研究機関における体制整備に関する検討課題

- ・ 産学官連携における教員等の利益相反行為の防止等に関し、大学職員等が、産学官連携活動を適正かつ円滑に遂行することを目的とする規則を作成するため利益相反委員会の設置を検討している。
- ・ 数多くの学部や研究科、学内共同教育研究施設を有し、キャンパスも3箇所に分かれていることや、文系・理系があり、それぞれに非常勤の研究者など多彩な職種があり、研究分野、研究内容も多種多様である。
現状では、対象者それぞれの意識にも温度差が感じられるところもあり、対象者全員に研究倫理教育を徹底し、研究倫理に関する意識付けを深めるよりよい方法を模索している。
- ・ 研究活動における不正行為を防止するための規程と行動規範の整備等を行っているが、対応が過度になり、教員の研究意欲を低下させることがないように配慮しなければならない。
- ・ 不正事案の調査体制について、外部の有識者の人選が課題である。
- ・ 公的研究費の不正使用や研究活動における不正行為等に関心のない教職員も多い状況にあることが一番の課題として挙がるので、定期的に説明会や講習会を開催するなどして情報を提供・周知し、全ての教職員の意識改革、適正かつ円滑な組織体系の整備等を図っていかなければならない。

2 研究機関における研究倫理教育、研究データの保存等に関する検討課題

- ・ 研究倫理教育の内容について研究倫理教育を実施したと言えるには、どの内容レベルまでの実施が必要か、また、どのように研究倫理教育の理解度を評価するかについて、機関内部でのルール策定に課題がある。
- ・ ガイドラインでは研究倫理教育について「定期的実施」とされているが、外部のe-ラーニングを利用して実施した場合、一度受講した者に対する再実施の間隔について、検討課題となっている。
- ・ 講義形式での研究倫理教育の実施に当たり、研究倫理教育担当者が講義の内容をどのようなものにすれば良いのか戸惑った部分が多かった。このため、研究倫理教育を実施する者の育成が課題である。
- ・ 研究倫理教育の実施に当たり、研究分野や職階ごとに特化した教育内容や教材を検討する必要がある。
- ・ 一定期間の研究データの保存及び必要に応じた開示に関して、複数分野の研究内容がある中で、具体的な保存期間をいかに定めるかが課題となっている。

る。

- ・ 研究データの保存等を適切に行うためには、膨大な量にのぼる研究データの保存場所の確保が必要であるが、学内に十分な空きスペースがないという課題がある。
- ・ 本学教員は制作系の研究活動に従事している者が多く、その研究活動はデータ等に基づく論文執筆に限定されない。そのため、一般的に研究活動の記録を残す習慣が余りない。そのような学問分野における研究記録の残し方について検討が課題である。

3 研究機関から提出されたガイドラインに関する意見

- ・ 関係規程の策定に当たり、日本学術会議から示された規程のモデルを参照した。今後、新たな課題や問題点について研究機関が対応を求められ、規程の改正が必要な場合は、新たな規程のモデルの公開を希望する。
- ・ 研究データの保存・開示に関して、関連学会や日本学術会議等で、早急にそのガイドラインや具体的な方法の策定が必要と考える。
- ・ 各省庁などから別々にガイドラインが提示されており、1機関において複数省庁の競争的資金を獲得する場合、各省庁のガイドラインを精読することが必要であり、体制整備や、規程の策定において非常に煩雑となっている。
- ・ 研究活動における不正行為を防止する上で、最も重要となるのは研究倫理意識の醸成であるため、その方策を盛り込んだ総括的な研究倫理規範が必要ではないか。
- ・ ガイドラインやそれに基づく履行状況調査について、大学や公的研究機関を前提として内容となっており、民間企業には適用が難しい事項が見受けられるため、大学等と民間企業とは別々のガイドラインが必要と考える。また、各府省のガイドラインを踏まえた調査やチェックリスト統一し、提出先を一本化するべきである。
- ・ 研究機関ごとの規模、内容が大きく異なる中で、ガイドラインにおいて一律に同じ研究機関として記載されている。小規模研究機関においては、ガイドラインの内容を達成することは、かなりの負荷がかかる。
- ・ 研究活動の不正行為の防止に関して過度な取組を講じることで、研究者の自由な発想に基づく研究活動の妨げとなったり、研究者の自律性を損なうことのないよう、柔軟かつ適切なバランスが必要であると考えられる。
- ・ ガイドラインの制定後に発生した研究不正行為の事例について、その背景等を分析し、講習会等を通じ、研究機関全体に周知してほしい。
- ・ ガイドラインは、大学や大規模研究機関を想定された内容になっており、年間1~2件程度の公的資金による研究開発を行っている極めて小規模な組織では、内容的に難しいと感じる部分がある。具体的には、調査委員会の設置や利害関係を完全に除去することは極めて困難であり、真面目に取り組ん

でいるものの、調査等では「対応できていない、今後対応する」などと回答せざるを得ない。

現地調査の概要

（調査の目的）

ガイドラインを踏まえた体制整備等の状況や他の研究機関の参考となる取組等を把握し公表することにより、各研究機関における公正な研究活動の推進に資することを目的とする。

（調査対象）

特定不正行為の事案が報告された研究機関及び科学研究費補助金の採択件数が上位の研究機関の中から抽出した以下の9機関

国立大学：東北大学、筑波大学、東京大学、京都大学

公立大学：名古屋市立大学、京都府立医科大学

私立大学：慶応義塾大学、大阪薬科大学

国立研究開発法人：理化学研究所

（調査期日）

平成27年10月2日（金）～平成27年11月26日（木）

（調査方法）

調査対象機関へ赴き、担当者や研究者からのヒアリングや、研究室等への訪問により調査を実施した。

（調査事項）

- ・ 研究活動の不正行為への対応に対する取組の方針や理念、体制等
- ・ 研究倫理意識を醸成するための取組等
- ・ 研究倫理教育に関する実施体制、学修内容、実施頻度、実施形式、履修管理等
- ・ 研究データの保存期間、保存方法、保存・開示の周知、保存・開示の状況等
- ・ 相談や告発の受付窓口の体制、相談や告発の受付窓口や規程の周知、秘密保持等
- ・ 相談や告発に対する対応状況等
- ・ 書面調査の回答内容の確認

（調査結果概観）

調査を行った各研究機関においては、ガイドラインを踏まえ、それぞれの取組方針の下、体制の整備、研究倫理意識の醸成、研究データの保存・開示等の取組が行われている。

各研究機関において、研究不正への社会的関心の高まり、国によるガイドラインの策定、個別の不正事案の発生等を背景又は契機として、各自の研究機関としての特性を踏まえながら、研究不正に対する取組方針等が定められている。また、当該取組方針等を具体化するため、所属する研究者に対する行動規範や、関係諸規程を整備することにより、周知徹底が図られている。

取組方針等に基づく具体的な対応のため、各研究機関において体制の整備が図られている。多くの研究機関において、研究機関の長を最高責任者とし、研究倫理教育責任者や関係する委員会を組織し、研究倫理教育や不正事案への対応を行っている。中には、研究不正等に関する業務を所掌する組織を本部に設置又は設置予定の研究機関や、不正事案の調査のための委員会を常設している研究機関も見られた。

また、規模が大きな研究機関においては、本部における体制の整備とともに、

部局等においても研究倫理教育責任者を配置する等の体制整備が行われ、連絡会議等を通じて本部と部局等の連携が図られている。本部と部局等の関係については、研究機関により、本部が主体となって研究倫理教育や規程整備を行う場合と、部局等に対応が任されている場合とが存在している。

研究倫理意識の醸成については、多くの研究機関で CITI-Japan の e-ラーニング等の既存の研究倫理教育プログラムを活用するとともに、独自のセミナー等により、所属する研究者はもとより、研究支援人材や学生に対しても研究倫理教育が行われている。研究倫理教育を体系化して実施又は実施予定の研究機関や、各部局等において研究倫理教育の実施計画を策定している研究機関など、それぞれの研究機関の特徴等を踏まえた取組になっている。

研究データの保存・開示については、保存や開示が必要であることの規程の整備は行われているものの、その対象や保存期間、保存方法などの詳細について、多くの研究機関で検討中の状況であった。

次ページより、現地調査を行った個別の研究機関の取組状況について、その概要を示す。概要は以下の項目に沿って整理している。

- (1) 研究活動の不正行為に対する取組方針等
- (2) 体制の整備
- (3) 研究倫理意識の醸成
- (4) 一定期間の研究データの保存・開示
- (5) その他

1 東北大学

(1) 研究活動の不正行為に対する取組方針等（資料編 112～113 ページ）

- 大学及び研究者は、研究活動の果たす社会的責任の大きさに鑑み、それぞれの研究と社会の健全な関係の構築と維持に自覚的に参画する責任を負っている。研究倫理の構築は、知の創造拠点である大学の根源的課題というべきであり、真に社会的責任を果たしうる体制の整備と実質化に取り組まなければならない。グローバルな研究大学として地歩を固め、飛躍するためには、世界的な研究倫理構築の動向も見据えつつ、公正な研究体制の構築を進めなければならない。
- 東北大学では、このような基本姿勢の下、研究不正防止は、研究センター大学としての大学の社会的な責任を果たす上で最も重要な課題の一つと位置づけ、総長の責任の下でその体制整備を行っている。
- 具体的には、平成 19 年 3 月に「研究活動における不正行為への対応ガイドライン」（以下「東北大学不正行為対応ガイドライン」という。）を策定するとともに、FD 研修等により研究倫理の意識向上に努めてきた。
- しかしながら、研究不正行為等の事案を受け、平成 25 年に「公正な研究活動の推進に関する規程」を制定するとともに、国際的動向を踏まえ、特に「研究誠実性に関する欧州行動規範」も参照した「公正な研究活動のための東北大学行動規範」等を策定した。また、東北大学不正行為対応ガイドラインを改正し、告発を受理すること自体が被告発者に与える影響が大きいことを踏まえ、受付、受理、本調査の位置づけを再定義する等の見直しを行っている。
- 平成 26 年 8 月のガイドライン策定を踏まえ、平成 27 年 3 月に東北大学不正行為対応ガイドラインの改正を行ったほか、①研究倫理教育の推進、②データ保存・管理、③共同研究の成果としての論文発表、④若手研究者支援のためのメンター教員制度の設置、という 4 つの取組の基本方針を指針として策定し、部局の意見を取り入れつつ検討を行っている。

(2) 体制の整備（資料編 113～117 ページ）

- 体系的な研究倫理教育の推進や研究データの管理・保存などのルールを全学的な検討を経て設定する必要があることから、全学・部局が連携する組織体制を構築するとともに、全学的な委員会のみならず、委員会を支援して公正な研究活動推進の取組を進める専門的常置組織が必要であるということの基本認識としている。
- 上記の基本認識やガイドラインを踏まえ、以下の体制を整備又は検討している。
 - ・組織横断的な実施体制・実施主体として「公正な研究活動推進委員会」及びその下に「公正な研究活動推進委員会専門委員会」を設置。
 - ・「公正な研究活動推進委員会」を支えるため、教員、URA、事務職員などによって構成する教職協働型組織の「公正な研究活動推進室」を本部に設置するための検討を開始。
 - ・全学と部局の連絡調整体制として「公正な研究活動推進連絡会議」を設置。
 - ・各部局に「公正な研究活動推進担当組織」、「研究倫理推進責任者」及び「相談窓口」を設置。
- 研究倫理教育については、「統括研究倫理推進責任者」を中心に全学共通の教育プログラムのガイドラインを策定し、具体的な実施内容は「研究倫理推進責任者」が置かれている各部局にゆだねるという体制を整備中である。
- 研究活動における不正行為に関しては、本部に「研究活動の特定不正行為に

関する告発に対応するための窓口（告発窓口）」を設置するとともに、部局に相談を受け付ける「相談窓口」を設置している。

（3）研究倫理意識の醸成（資料編 117～121 ページ）

- 平成 18～19 年頃から研究倫理教育の重要性について認識し、研究倫理に関する一連の取組を行っている。
- ガイドラインを受け、「公正な研究活動推進委員会専門委員会」に「研究倫理教育ガイドラインワーキンググループ」を設け、平成 27 年度内に、学部学生から大学院学生に至る全ての学生、新任教員からメンター教員、研究活動に関わる事務職員、U R Aに至るまで、各ステージに求められる学習や研究活動に対応して必要な研究倫理教育を体系化して実施するための全学の研究倫理教育に関するガイドラインを策定する予定としている。さらに、その全学の研究倫理教育に関するガイドラインを踏まえ、部局の「公正な研究活動推進担当組織」において具体的な実施内容の整備を行うとしている。
なお、具体的な実施内容については、学部学生から教員までを 6 段階のレベルに分け、それぞれのレベルでの役割、学習内容、学習教材・形態等についての基準を策定する予定である。
- 日本語を母国語としない研究者等への教育については、大学で策定した冊子の英語版等を用いた講義形式等の教育を実施している。また、受講対象者が必ずしも英語圏の研究者や留学生等ではないため、大学の個人学修である eラーニングシステムに掲載予定の研究倫理教育教材については、英語はもとより、英語以外のテロップを表示して提供することを検討している。
- 今後の研究倫理教育の充実・改善については、本部に設置予定の「公正な研究活動推進室」と部局に設置された「公正な研究活動推進担当組織」との連携により、研究倫理教材の開発や普及、各事例の蓄積を行っていくとしている。
- 研究倫理意識の醸成と定着に向けて、「研究倫理教育実施計画」を策定し、研究倫理教育の着実な実施を図るとしている。
- 各部局において、研究倫理に関する必要な知識と経験を有し、他の研究者に対して助言等を行うメンター教員を部局の規模に応じた人数を置く予定であり、メンター教員が次のメンター教員を育てていくことによって、部局における研究倫理意識の醸成と定着につなげていくこととしている。
- 平成 27 年度内に共同研究に際しての全学の実施指針を定めるとともに、若手研究者が公正で自立した研究活動を遂行できるような支援助言体制を構築するための全学の実施指針を定める予定である。

（4）一定期間の研究データの保存・開示（資料編 121 ページ）

- ガイドラインを受け、「公正な研究活動推進委員会専門委員会」に「データ保管ガイドラインワーキンググループ」を設置し、全学的な「研究データ等の保存及び管理に関する指針」の策定を進めている。
- 当該指針は、日本学術会議回答を参照し、「研究データの記録、保存及び管理義務」「保存義務の対象、保存期間、保存方法」「研究者の転出とデータの保存・管理」「個人情報保護等他の法的規制との関係」について、大学としての基本原則を定めるものである。
- 各部局等においては、上記指針に基づき具体的なガイドライン・内規・実施要項等を定めていくとしている。

2 筑波大学

(1) 研究活動の不正行為に対する取組方針等（資料編 124 ページ）

- 筑波大学では、「研究の遂行にあたって、研究者倫理に背くことのないよう、筑波大学の研究の質の維持、向上に努める」という理念の下、不正行為に対して厳しい姿勢で臨むこと、及び責任を持って不正行為の防止に関わるなど対応の強化を図り、不正行為が起こりにくい環境をつくることを基本的な方針としている。
- 一方で、これらのことが必要以上に研究者の負担となり、学問の自由を侵すものとなってはならないことや、研究者を委縮させることにならないよう配慮することが重要であるという認識を併せ持つこととしている。
- 具体的には、平成 19 年より、「筑波大学における研究の公正な推進のための行動規範」や「国立大学法人筑波大学研究公正規則」を制定するなど、全教員及び全大学院生に対し研究者倫理の向上や不正行為防止対策に努めてきている。
- さらに、平成 26 年 9 月に「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドラインへの対応に関するタスクフォース」（以下「タスクフォース」という。）を設置し、研究活動上の不正行為の防止及び対応に関する規程、研究倫理教育の参照基準、研究資料等の保存に関するガイドライン等について検討を重ね、平成 27 年 5 月に「国立大学法人筑波大学研究公正規則」を一部改正している。
- 今後は、研究倫理教育の範囲（最低限履修すべき事項）、研究倫理教育の一環としての研修会の出欠管理、研究データの保存対象の範囲など規則の運用について、タスクフォースで検討していくこととしている。

(2) 体制の整備（資料編 124～127 ページ）

- 平成 19 年 1 月に「国立大学法人筑波大学研究公正規則」を制定し、研究公正管理者（研究担当副学長）を置き、研究者倫理の向上及び研究不正行為の防止に関する業務を管理するとともに、研究公正委員会を設置し、研究の公正な推進のための教育研修の企画や研究不正行為に関する申立ての処理等を行ってきた。
- 平成 26 年 8 月にガイドラインが策定されたことを踏まえ、平成 27 年 5 月に「国立大学法人筑波大学研究公正規則」を一部改正し、総括責任者（研究担当副学長）、部局責任者（各部局の長）、研究倫理教育責任者（部局ごとに部局の長が任命）、研究公正委員会から成る体制を整備した。
- 各部局においては、部局や研究分野の特性に応じてそれぞれ事情が異なることが想定されたため、「公正な研究活動の推進のための体制」を図で示し基本形とした上で、この図を踏まえて各部局において実効性のある体制を構築するよう本部より検討を依頼している。また、研究組織のみならず教育組織においても実効性のある体制を構築するよう依頼している。
- 研究倫理教育の実施については、総括責任者である研究担当副学長を責任者とし、研究公正委員会において研修及び教育の企画及び実施に関する事項に関する審議を行うこととしている。また、各部局においては、部局の長を当該部局における研究倫理の向上及び不正行為の防止等に関する責任者とするとともに、部局における研究倫理教育について実質的な責任と権限を持つ者として研究倫理教育責任者を置いている。
- 研究活動における不正行為に係る告発又は相談については、迅速かつ適切な対応を行うため、研究推進部研究企画課に受付窓口を置き、告発の適切な管

理のため、当該受付窓口に告発受付担当者を置いている。

- 告発については、研究資料等の保存期間を原則として 10 年としたことに伴い、原則として当該告発に係る事実の発生の日から起算して 10 年以内に行わなければならないと定めている。なお、告発に係る事実の発生の日から起算して 10 年を超えた事案について、告発があった場合、当該事案に関する調査は行うものの、関係する研究者等の処分は行わないとしている。

(3) 研究倫理意識の醸成（資料編 127～129 ページ）

- 平成 19 年 1 月より、全教員及び全大学院学生に対し、継続的に研究者倫理の向上や不正行為防止対策に努めてきている。
- ガイドラインが策定されたことを踏まえ、
 - ・研究倫理教育の対象者が漏れることなく、研究倫理教育を受けられること
 - ・専門分野の特性を踏まえた研究倫理教育については、部局ごとに内容を検討し実施すること
 - ・e-ラーニング(CITI-Japan 等)については、定期的に受講することを義務づけることに重点を置き、研究倫理教育を実施している。
- 具体的には、CITI-Japan の e-ラーニングのほか、グリーンブックの配布、大学独自のシンポジウム、新任教員研修、大学院学生向けに開設している科目等を通じて、研究倫理意識の醸成を図っている。
- 日本学術会議回答で示された「研究倫理教育の参照基準」を踏まえ、「筑波大学研究倫理教育に関するガイドライン」の制定に向けて、タスクフォースで検討を進めている。

(4) 一定期間の研究データの保存・開示（資料編 129～130 ページ）

- 平成 27 年 5 月に「国立大学法人筑波大学研究公正規則」の一部を改正し、研究データの保存・開示について、研究活動の正当性の証明手段を確保するとともに、第三者による検証可能性を担保するため、実験・観察記録ノート、実験データその他の研究資料等を別に定めるところにより原則として 10 年間適切に保存・管理し、開示の必要性及び相当性が認められる場合には、これを開示しなければならない旨規定している。
- また、研究データの保存・開示の詳細について定めるため、「筑波大学研究資料等の保存に関するガイドライン」の策定に向けて検討中である。
- 万一不正行為の疑義が生じた場合、当該論文等の役割分担及び責任を大学が把握できるようにするため、「論文受理報告書登録システム」を構築し、同システムへの登録（論文タイトル、責任著者及び著者、雑誌名、掲載受理日、著者ごとの貢献内容、論文中の研究データの作成者、研究資料等の保存場所等）を責任著者に義務付けることを検討中である。
- 論文等に使用したオリジナル・データ（元データ）を保存できるよう、大学の責任としてデータ・バックアップ用サーバーを用意することを検討中である。

3 東京大学

(1) 研究活動の不正行為に対する取組方針等（資料編 132 ページ）

- 東京大学では、平成 15 年 3 月、「東京大学憲章」を制定し、その中で、研究の理念として研究活動における説明責任について、達成すべき使命のひとつとしている。
- 平成 18 年 3 月には、研究不正事案を契機として、「東京大学の科学研究における行動規範」（以下「科学研究行動規範」という。）を定めるとともに、「東京大学科学研究行動規範委員会規則」（以下「委員会規則」という。）を制定して「科学研究行動規範委員会」を置き、研究活動上の不正行為に対し厳正かつ確実な対応が行われる体制を整備した。科学研究行動規範において、研究活動について透明性と説明性を自律的に保証することに高い倫理観をもって努めること、捏造・改ざん・盗用を行ってはならず科学的根拠を透明にすべきこと、説明責任を果たすことによってこそ科学研究に携わる者としての資格を備え得るとしている。
- その後、平成 22 年から平成 24 年にかけて複数の研究不正事案が発生したため、東京大学総長より、構成員に対し高い研究倫理を持つよう促すとともに、再発防止のための具体的なアクションプランをとりまとめることを表明した。これを受け、平成 26 年 3 月、「研究倫理アクションプラン」がとりまとめられた。同プランは、「高い研究倫理を東京大学の精神風土に」することを方針として、研究倫理意識の醸成、組織・環境の整備、不正事案への対応、各部局による主体的な取組と取組状況のフォローアップの項目ごとに目標を掲げている。
- 現在、同プランに掲げる事項を着実に実施するべく、全学をあげて研究不正の防止に向けた研究倫理教育・研修の強化と不正行為が生じた場合の厳正な対応に関する持続的な取組を行っている。

(2) 体制の整備（資料編 132～136 ページ）

- 東京大学では、以下の点を重視しつつ体制整備を行っている。
 - ・すべての部局において学問分野の特性等を踏まえた研究倫理教育・研修や体制整備等の取組を推進する。
 - ・本部及び部局の研究倫理推進体制をそれぞれ強化し、責任ある研究活動実施のための体制を整備すること。
 - ・研究者間の円滑なコミュニケーションを増進させる取組などにより、責任ある研究活動が実現される環境の整備を図ること。
 - ・不正行為の迅速かつ徹底した調査を行うための体制を整備すること。
 - ・不正行為に対して厳格な措置を講じるとともに、それを教訓として同種の不正行為についての再発防止を徹底すること。
- 研究倫理推進体制は、総長（最高管理責任者）、研究担当理事（統括管理責任者）の下、本部に研究倫理推進室を置くとともに、各部局に部局責任者（研究倫理教育責任者）及びそれを補佐する研究倫理担当者を置く。
- 研究倫理推進室では、研究倫理を遵守する環境の整備に係る総合的な推進方策の企画、立案、調整等に関する業務を行う。
- 研究倫理推進室と研究倫理担当者による定期的な会合を開催し、意見交換や部局における取組事例を共有している。
- 研究担当理事及び研究倫理推進室において大学全体の基本的な方針等を示し、これに基づき各部局において部局責任者及び研究倫理担当者により、各部局の事情に応じた取組を実施している。

- 研究不正事案への対応としては、総長が任命する副学長を委員長とする「科学研究行動規範委員会」を設置するとともに、不正行為に関する申立ての窓口を本部及び各部局に設け、申立ての受付から調査、裁定に至る一連の対応を行っている。また、これとは別に、学外の弁護士事務所に委託して「コンプライアンス相談窓口」を設置し、研究不正も含めたコンプライアンス事案に対する相談体制を整備している。

(3) 研究倫理意識の醸成（資料編 136～138 ページ）

- 研究倫理意識の醸成に当たって、以下の事項を重視している。
 - ・研究者については、独立した研究者また指導者として身に付けるべき研究倫理を修得させるため、採用時をはじめとする各キャリアに応じた研究倫理研修を実施すること。
 - ・学生については、学部前期課程、学部後期課程及び大学院において、それぞれの段階に応じた研究倫理教育を実施すること。
 - ・高い倫理観をもった責任ある研究活動が常日頃から行われるよう、学生、研究者における研究倫理定着のための啓発活動の充実を図ること。
- 具体的には、各部局において、研究倫理教育実施計画を策定し、これに基づき研究倫理教育を実施している。
- 対象者は、教職員については、研究活動に従事している者と研究費の運営管理に関わる者に区分し、大学院学生については、外部資金等に応募する者等と研究費の運営管理に関わる者に区分している。
- 教材は、主に、「科学の健全な発展のために－誠実な科学者の心得－」（日本学術振興会「科学の健全な発展のために」編集委員会。以下「グリーンブック」という。）による教材と CITI-Japan の e-ラーニングを活用している。また、研修会の開催など部局独自の教育内容により実施する部局もあり、各部局においていずれか併用又は選択して実施している。
- 医学系研究科では、研究を行うに当たり実施すべきことをまとめた研究ガイドラインを作成している。また、研究倫理支援室を設置し、附属病院とも連携し、研究倫理教育の体制を整備している。
- 研究倫理意識の醸成のため、リーフレット作成や「研究倫理ウィーク」等の取組を行っており、平成 27 年度の研究倫理ウィークでは、初めての試みとして研究倫理教材コンテストが実施された。これは、学生が研究倫理に関する教材を作成し、これを学内外の研究倫理の専門家を含めて構成された選考委員会が審査するものである。

(4) 一定期間の研究データの保存・開示（資料編 138 ページ）

- 研究データ保存の取扱いについて、平成 27 年度中に大学としてのガイドラインを定めるとともに、各部局（分野）において研究分野の特性に応じたルールや体制を整備する方向で検討している。
- 平成 26 年 11 月、各部局において文部科学省の策定したガイドラインに則した研究データの保存に関するルール整備のための検討に着手するよう依頼した。各部局では、研究分野の特性に応じたルールの検討が行われ、ほぼすべての部局において、研究データの保存に関するルールを整備している。
- 大学としてのガイドラインの策定に当たっては、研究分野が非常に多岐にわたることから、研究分野の特性に応じた取扱いが可能となるよう一定の弾力性をもたせる必要がある。このため、各部局における取組を包含するかたちで大学としてのルールを整備するよう検討を行っている。

4 京都大学

(1) 研究活動の不正行為に対する取組方針等（資料編 141 ページ）

- 京都大学では、研究活動上の不正行為が起こりにくい環境整備のために、教職員及び学生に対する啓発、教育に重点を置いている。平成 27 年 3 月に「京都大学研究公正推進アクションプラン」（以下「アクションプラン」という。）を制定し、実施責任部署を明示した上で、学術研究活動（研究及び学習）を公正に推進するために、大学として取り組むべき事項を示した。アクションプランの取組は、特に学生から研究者になるまでの各段階に応じた研究倫理教育を設定することにより、おのずと倫理性の備わった研究者を養成できるよう、構成されている。
- また、京都大学では、「自由の学風」の下、研究の自由と自主を基礎に、高い倫理性を備えた研究活動により、世界的に卓越した知の創造を行うことを、基本理念の一つとしている。教職員が、学生や若手研究者に対して、研究者等に求められる倫理規範を、自らが担当する授業や自らの研究室内で、自身が模範となるような行動を示す配慮の下、指導、教育を行うことを方針としており、このことが、研究者を目指す学生や、経験の浅い研究者の不正行為を起こす考えを未然に防ぐとともに、教職員自らの研究倫理意識向上につながるとしている。

(2) 体制の整備（資料編 141～144 ページ）

- 研究活動上の不正行為の防止について、従来の規程では告発に対応する調査体制を中心に定めていたが、平成 26 年 8 月にガイドラインが策定されたことを受けて、以下の体制を整備し、責任体制を明確にしている。
 - ・研究公正部局責任者：部局の実情に合わせて有効な体制、内規等を整備できるようにするため、各部局における公正な研究活動の推進等に関し総括し、並びに研究公正教育及びその実施体制の整備等を行う。また、告発があった際には、予備調査等を実施する等の役割を担う。
 - ・監督者：教職員等を監督又は指導する地位にある教職員で、教職員等に対し、公正な研究活動の推進等に関し必要な指導等を行う。
 - ・研究公正委員会：研究公正を推進するための全学の合意形成を行う委員会として、研究担当理事を委員長とし、全部局の長、事務部門の担当部長等から構成される。
 - ・研究公正推進委員会：研究担当理事補を委員長、本学教職員を構成員とし、公正な研究活動の推進等の具体的な企画立案及びその実施等を行う。
 - ・研究公正調査委員会：告発に対して機動性をもって対応できる体制を構築するために設置した常設の委員会。
- 本部においては、大学全体の方針を定め、全学共通の研修や教材等の提供を行っている。各部局においては、全学の方針の下、研究公正部局責任者が、当該部局における研究倫理教育の体制を整備して、研究倫理教育を実施するとともに、研究データの保存に関する当該部局の方針を定め、当該部局の教職員に対して周知している。
- 研究倫理教育について、アクションプランにおいて、各部局の分野等の特性に合わせた教育や指導を研究公正部局責任者の指揮下で企画、実施できるよう配慮する一方、総括者である研究担当理事が、部局内での取組を確認できる仕組みとしている。また、研究公正推進委員会において、京都大学で研究活動を行う全ての研究者に対する研究倫理研修の計画を策定し、これに基づき研究倫理教育を実施している。

- 研究不正に関する相談・告発を受け付けるため、部局及び本部（研究推進部 研究推進課）に受付窓口を設け、担当者を置いている。部局の受付窓口で告発があった場合は、告発として受け付ける要件を満たすものは、各部局が相談・告発を受け、対応が必要な事案については、研究公正調査委員会に報告し、研究公正調査委員会より当該部局の研究公正部局責任者に予備調査を指示することとしている。

（３）研究倫理意識の醸成（資料編 144～146 ページ）

- 研究者等の研究倫理意識を醸成するに当たって、不正をしてはいけないという教育よりもむしろ、研究者としての誇りや先人への畏敬の念を持って研究を行う倫理観を醸成することで、自発的に公正な研究に取り組む研究者を育てる視点を持って、アクションプランを制定している。
- 具体的には、京都大学で研究活動を行う全ての研究者（大学院学生を含む）に対して、e-ラーニングで随時受講できる教育システムを導入し、講演会ビデオやCITI-Japanのe-ラーニングを教材とするなどの取組を行っている。
- 研究倫理研修の受講頻度については、特に定めていないことから、今後、期間等を設定する予定である。
- 学生の研究倫理意識の醸成については、研究者としての第一歩である修士・博士學位論文の執筆が重要な節目であるにとらえ、研究公正の基本について、各部局において指定のチュートリアルを学生に受けさせることとしている。また、以下の3つの指導方針を示し、教員が学生の模範となる教育に取り組んでいる。
 - ・配布資料には引用元を明示する。
 - ・学術研究の統一的な理解と、責任感と謙虚さを伴った発表を指導する。
 - ・論文を書くことの大切さ、オリジナリティの表明の重要性を教育する。
- 一時的に滞在して共同研究等を行う研究者等については、研究公正リーフレットを研究室受入れ時に配布等するとともに、CITI-Japanのe-ラーニングの受講を可能としている。

（４）一定期間の研究データの保存・開示（資料編 146～147 ページ）

- 平成 27 年 3 月に規程を全部改正し、教職員等の責務として、適正な保存方法により、一定期間研究データを保存し、必要に応じて当該研究データを開示することを定めている。また、平成 27 年 7 月に「京都大学における公正な研究活動の推進等に関する規程第 7 条第 2 項の研究データの保存、開示等について定める件」（以下、理事裁定という。）を制定し、以下の項目を定めている。
 - ・保存対象
 - ・保存方法
 - ・保存期間等
 - ・退職者等（転出、退職）の研究データ保存等の取扱い・措置
- 具体的な研究データの保存に当たっては、部局ごとに、内規等で定める方針
 - ・取扱いに沿って、監督者が研究分野の特性に応じて保存計画において定めることとしている。
- 保存計画の記載事項は、研究者が研究データを保存するにあたって必要な情報（保存期間・場所等）を含み、それに従って保存することで、疑義を呈された場合に根拠を示し、説明責任を果たすことができることが求められる。

5 名古屋市立大学

(1) 研究活動の不正行為に対する取組方針等（資料編 149 ページ）

- 名古屋市立大学では、平成 18 年 8 月に策定された旧ガイドラインに対応し、平成 19 年度より、研究不正防止対策委員会の設置や規程の整備等、研究上の不正を防止する体制を整備してきた。
- 平成 23 年度に研究不正の事案が判明したことから、再発防止策として、①事案の経緯と研究不正防止について学内へ周知徹底を図ること、②全教員を対象に研究不正防止についての説明会を毎年実施すること、③旧ガイドラインの要旨を教員全員に配付し、「内容確認書」の提出を義務付けること、④学生を含む研究に関わる者全員に、教育訓練を毎年実施することを研究科長・学部長に対し義務付けること、の 4 点を実施することとした。
- その後、平成 26 年 8 月にガイドラインが策定されたことを受けて、研究機関が責任を持って不正行為の防止に関わるという方針の下、「研究上の不正に関する取扱要綱」等を新たに制定し、以下の 4 点を実施することとした。
 - ・研究不正への対応と研究倫理教育を実施するための体制の整備
 - ・一定期間の研究データの保存及び必要に応じた開示の義務付け
 - ・研究活動における不正行為の疑惑が生じたときの調査手続や方法等に関する規程の整備
 - ・ガイドラインに沿った研究倫理教育の実施

(2) 体制の整備（資料編 149～152 ページ）

- 名古屋市立大学では、研究活動における不正行為に対応するための部局（附属病院を含む。）の責任者を明確にし、責任者の役割や責任の範囲を定めることを重視し、以下の体制整備を行っている。
 - ・理事（研究・国際担当）：理事長の下で、研究倫理の向上及び不正行為の防止等に関し、大学全体を統括する権限と責任を有する者。
 - ・各部局の長：各部局の長である研究科長（看護学研究科長を除く）、看護学部長及び病院長（以下「部局の長」という。）を、部局における研究倫理の向上及び不正行為の防止等に関する責任者とする。
 - ・名古屋市立大学研究不正防止対策委員会（以下「対策委員会」という。）：研究上の不正の防止に係る審議機関。理事（研究・国際担当）を委員長とし、研究上の不正の疑惑が生じた場合の調査及び審理・判定、研究倫理教育に関する計画の審議・策定、その他の研究不正防止対策の企画・決定等を行う。
- 大学の本部に設置している対策委員会において、研究倫理教育に関する計画を審議し策定することとしている。また、部局の長を「研究倫理教育責任者」として、所属する研究者等に対し、対策委員会で策定した計画に従って研究者倫理に関する教育を実施するとともに、実施結果を対策委員会へ報告することとしている。
- 研究不正に係る相談・告発の窓口を監査室に設置し、申立てや相談・情報提供等を受け付けている。申立てを受け付けた場合は、研究上の不正の調査を所管する学術課に事案を移管し、相談・情報提供等については、必要に応じて学術課に報告・移管することとしている。

(3) 研究倫理意識の醸成（資料編 152～155 ページ）

- 所属する研究者など、広く研究活動に関わる者を対象に定期的に研究倫理教育を実施することにより、研究者等に研究者倫理に関する知識を定着、更新

させることとしている。また、学生の研究者倫理に関する規範意識を徹底していくため、学生に対する研究倫理教育の実施を推進している。

- 教員全員及び研究科等に所属する研究活動に関わる者全て（学生を除く）を対象に CITI-Japan の e-ラーニングの受講や、新規採用の教員を対象に「研究不正防止等説明会」の受講を義務付けている。
- 学生については、在籍期間中 1 回以上は研究者倫理に関する教育訓練を受講することを義務付けており、学部・研究科毎の説明会、必修科目の設置、CITI-Japan の e-ラーニング等のうちから、教育研究上の目的及び専攻分野の特性等に応じて実施形式等を決定し、研究倫理教育を実施している。
- 一時的に滞在して共同研究等を行う者で、名古屋市立大学以外で研究倫理教育を受ける機会がない者については、CITI-Japan の e-ラーニングの受講を義務付けている。
- 研究倫理教育の学修内容、教材、実施頻度及び実施形式については、対策委員会において審議し決定している。ただし、学生に対する研究倫理教育については、各学部・研究科において研究倫理教育責任者が決定している。

（４）一定期間の研究データの保存・開示（資料編 155 ページ）

- 研究上の不正に関する取扱要綱において、実験・観察記録ノート、実験データその他の研究資料等を別に定める基準により一定期間適切に保存・管理し、開示の必要性及び相当性が認められる場合には、これを開示しなければならない旨を規定している。
- 具体的な基準については、日本学術会議回答に準じて、「研究データの保存・管理の基準について」を策定し、学内の研究者に周知している。
- 実施に当たっては、部局、分野等によりデータの形式等が大きく異なることから、保存が困難な芸術作品を写真で保存する、所属する教員の論文の提出状況を把握し学内外からの照会に対応するなど、部局あるいは専攻や領域単位で必要な対応を実施している。
- 転出又は退職する際には、自らの研究活動に関わる資料のうち保存すべきものがあるときは、大学に対し所在を明示し追跡可能としていくこととしている。

6 京都府立医科大学

(1) 研究活動の不正行為に対する取組方針等（資料編 157～158 ページ）

- 京都府立医科大学では、平成 22 年に発生した臨床研究をめぐる研究不正事案を受け、その再発防止策に取り組んできている。具体的には、平成 25 年 10 月に、同大学の教員、医師、研究者及び医療者に対し、守るべき倫理と行動の規範を示すため、「教員、医師、研究者、医療者の研究活動に関する行動規範」を策定した。
- また、外部有識者を中心とした「研究活動の改革に関する検討委員会」を平成 25 年 9 月に設置し、以下の内容から成る「研究活動の改革に関する提言」（平成 26 年 8 月）（以下「提言」という。）を取りまとめた。
 - ・研究開発・質管理向上統合センターの組織、機能、責務等について
 - ・倫理体制について
 - ・外部の研究資金の取扱いと利益相反のマネジメントについて
 - ・情報公開・透明性の確保とセキュリティ確保について
 - ・研究段階に応じた適切な措置の実施
 - ・改革のフォローアップについて
 - ・研究における知の構造化
- 提言に基づき、研究活動の一元的な管理・支援を目的として平成 26 年 4 月に設置した「研究開発・質管理向上統合センター」を中心に、研究不正の防止等に取り組んでいる。
- さらに、平成 27 年 4 月には、ガイドラインを踏まえ、平成 22 年に策定した「京都府立医科大学における研究活動の不正行為等の防止に関する規程」を一部改正し、研究者の責務や大学の管理責任等を明記する等の措置を行っている。

(2) 体制の整備（資料編 158～160 ページ）

- 提言を踏まえ、医学研究全般の科学性・倫理性を適正に担保し、研究の質管理を一元的に行い、研究の質向上を図ることを目的として、平成 26 年 4 月に「研究開発・質管理向上統合センター」を設置した。同センターは、大学全体の研究活動を覆う傘のような支援と研究活動を制御するという役割を持つことから、学長の直属機関とし、研究活動の一元的な支援・管理についての独立性を担保している。
- 同センターは、これまで、研究活動が教室又は科単位で行われ、閉鎖的な傾向にあったことが研究不正の防止を困難にしていたとの認識の下、旧来の研究体制を打破して、研究のシーズの発見段階から研究計画の立案・作成、データ・試料の保管とマネジメント、倫理審査、利益相反（COI）マネジメント、倫理教育・研修、英文成果発表まで、全体的に支援し、必要な場合には制御する機構として設置した。なお、同センターは平成 28 年 1 月 1 日から本格的に実施する。
- 研究倫理教育の実施については、研究開発・質管理向上統合センターに研究倫理教育・管理部門を設置し、研究倫理教育・研修、倫理審査及び利益相反管理に関する業務を実施している。また、学修内容等の詳細については、同研究倫理教育・管理部門が基本的方針を示し、対象者（教員、職員、大学院学生、学部学生など）ごとに所管する担当部署が定めることとしている。
- 研究不正に関する相談、告発については、大学本部の研究支援課を受付窓口とし、受付責任者（研究支援課長）及び受付窓口担当者（副課長）を置いている。

(3) 研究倫理意識の醸成 (資料編 161～162 ページ)

- 研究倫理教育の実施に当たり、研究者や研究補助者、そして倫理審査委員会の医学分野以外の委員やこれから研究者を目指す学生など、同大学の研究活動に関わる多様な者に対して、医療倫理や研究倫理教育及び定期的な研修の企画と実施により、研究倫理規範意識の啓発と向上を図り、研究不正や逸脱が起きない環境づくりとシステムを構築することを重視して取り組んでいる。
- 具体的には、研究者に対して、CITI-Japan の e-ラーニングの受講を平成 25 年 10 月より義務化するとともに、医学倫理審査委員会に研究実施許可申請書を提出する際、実施責任者及び実施担当者全員の e-ラーニング修了を要件としている。また、平成 26 年 4 月からは、学部学生や大学院学生の学位取得に当たっても、CITI-Japan の e-ラーニングの受講を義務化している。
- その他、研究倫理に関する研修会の実施や、大学院学生に対する研究倫理に関するカリキュラムの構成を通じ、研究倫理意識の醸成を図っている。
- 研究開発・質管理向上統合センターが開催する研究倫理研修会に参加するインセンティブを高めるため、研修会等に参加することによってポイントを付与する制度を平成 27 年 11 月に導入し、基礎医学研究や臨床研究に携わる研究者の倫理審査申請を行うにあたって、一定の有効ポイントを獲得することを義務付けている。

(4) 一定期間の研究データの保存・開示 (資料編 162～163 ページ)

- 研究データの保存等については、保存場所の確保が困難であることから、検討中である。また、研究データを一元化し、研究活動の支援や点検等を行うため、電子データによる保存を更に進めていく必要があるが、大容量のサーバーや厳格なセキュリティシステムの整備が課題となっている。このため、現状では、研究室ごとに所属長が責任を持って研究データの保存・開示を行っている。
- 今後、研究データの保存・開示に関する規程等を整備していくとしている。

(5) その他 (資料編 163 ページ)

- 同大学で発生した研究不正は、統計解析の専門家がないことが原因の一つであったことから、「生物統計学教室」を新設し、当該分野の専門家を採用した。

7 慶應義塾大学

(1) 研究活動の不正行為に対する取組方針等（資料編 164 ページ）

- 慶應義塾大学では、建学者である福澤諭吉により「気品の泉源、智徳の模範たらんことを期し」とする建学の精神が示されており、また研究に対するコンプライアンス意識の社会的な高まりを受け、平成 21 年 3 月、研究活動を行う上での行動規範「慶應義塾研究倫理要綱」（以下「研究倫理要綱」という。）を策定した。
- 研究倫理要綱において、不正行為が起こりにくい環境を整備するため特に重視する項目は、「研究活動の公正性・透明性の確保」であるとし、「義塾において研究に従事する者は、研究活動の科学的・倫理的妥当性をつねに吟味し、その諸過程において公正性・透明性を重視するとともに、規範に則った管財をなし、説明責任を果たさなければならない。」と研究活動の過程において負うべき社会的責任に関する指針を定めている。
- また、研究倫理要綱を解説した「慶應義塾研究倫理要綱解説」では、研究活動の公正性・透明性の確保について、研究者の説明責任を中心に述べている。
- 引き続き、ガイドラインを踏まえ、不正行為が起こりにくい環境を整備するために、研究倫理要綱にうたわれている取組の方針や理念を念頭におき、研究活動の公正性・透明性の確保に注力しながら、対応を行っていくとしている。

(2) 体制の整備（資料編 164～167 ページ）

- 平成 27 年 6 月、研究倫理要綱にうたわれている取組の方針や理念を念頭におき、「研究活動における不正行為の防止体制に関する規則」を制定し、研究活動上の不正行為の防止体制について規定した。
 - ・最高管理責任者：研究倫理の向上及び不正行為の防止等について義塾全体を統括する「最高管理責任者」を置き、塾長をこれに充てる。
 - ・統括管理責任者：最高管理責任者を補佐し、研究倫理の向上及び不正行為の防止等について実質的な責任と権限を持つ「統括管理責任者」を置き、研究担当常任理事をこれに充てる。
 - ・研究倫理教育責任者：部門における研究倫理教育について実質的な責任と権限を持つ「研究倫理教育責任者」を置き、各学部長、大学院各研究科委員長、各研究所長及び研究所に準ずる組織の責任者、大学病院長、一貫教育校（附属校）各代表責任者等をこれに充てる。
 - ・研究コンプライアンス委員会：申立窓口を通して受領した申立てについて、「研究コンプライアンス委員会」で対応処理を行う。
- 研究倫理教育の受講対象者、学修内容及び周知方法について、最高管理責任者である塾長の下、学術研究支援部で企画立案し、研究担当常任理事が決定する。また、実質的な責任と権限を持つ者として研究倫理教育責任者を各部門に置き、研究倫理教育責任者から研究者等に対し、受講の指示・指導を行う。
- 研究不正の事案に関し、申立てに関する諸事項については、「慶應義塾研究活動に関する申し立て窓口運用ならびに調査手続き等ガイドライン」（平成 22 年 2 月制定）、調査の手続等については、「研究活動における不正行為に関する調査ガイドライン」（平成 22 年 2 月制定）に詳細を規定している。
- 平成 22 年度に全塾共通の研究活動に関する申立窓口を総務部に設置した。その上で、各地区の窓口で申立てられた案件についても、総務部に設置された申立窓口で情報を集約することとしている。

- 申立てのあった案件は、申立窓口の責任者（総務部長）から研究コンプライアンス委員会委員長（研究担当常任理事）に報告し、研究コンプライアンス委員会で審議を行うとしている。研究コンプライアンス委員会において、申立ての内容が合理性若しくは調査可能性を有しないとは直ちに判断できない場合は、被申立者が所属する部門に予備調査委員会を設置し、調査開始の合理性や調査可能性等についての判断を行うこととしている。

（３）研究倫理意識の醸成（資料編 167～169 ページ）

- 慶應義塾大学で研究活動を行う全研究者に対し、毎年、研究倫理要綱、最新の関連規程類、事務部門の業務内容や連絡先等を掲載した『慶應義塾で研究活動を行う人のための Research Handbook』を配付するとともに、平成 27 年 5 月より研究者等に対して CITI-Japan の e-ラーニングの受講を義務付けている。受講頻度は、原則として 5 年度ごと（受講終了から 4 年後の年度末まで）としている。
- 学生を含む研究協力者については、主たる研究者（研究代表者及び義塾に研究者を受け入れている責任者、学生の場合は指導教員）の判断により受講するとともに、研究支援人材については、研究資金管理や研究支援業務への関わり方や担当業務に応じて、所属長の判断により受講している。
- 医学部、薬学部では、独自の講義や演習により研究倫理意識の醸成を図っている。
- 今後、研究分野に応じた CITI-Japan の e-ラーニング受講科目の見直しや、より充実した教育方式について、検討していく必要があるとしている。また、学生が研究活動に参画する機会も増えてきていることから、学部段階から研究倫理に関する基礎的素養が修得できるよう、研究倫理などの倫理教育を含んだ導入教育と連動していくなどの検討を行っている。

（４）一定期間の研究データの保存・開示（資料編 169～170 ページ）

- 平成 27 年 6 月に「研究活動における不正行為の防止体制に関する規則」を制定し、研究者の責務として、「研究者等は、研究活動の正当性の証明手段を確保するとともに、第三者による検証可能性を担保するため、実験・観察記録ノート、実験データその他の研究資料等を一定期間適切に保存・管理し、開示の必要性及び相当性が認められる場合には、これを開示しなければならない。」と規定し、これを大学のホームページに掲載することにより研究者等に周知している。
- 研究資料等の具体的な保存期間及び管理方法については「別に定める」とし、平成 27 年度中に全学的なガイドラインを策定すべく、検討を進めている。

（５）その他（資料編 170 ページ）

- 複数の部門（学部、研究科）が協働して行う「連携研究」に際しては、関係組織間の情報共有を進め、かつ、研究不正に係る対応を含む諸対応に一貫性を持たせるため、関連部門間を統括する立場の常任理事（担当常任理事）を指名し、『塾長 ⇒ 研究担当常任理事(法人) ⇒ 担当常任理事(法人) ⇒ 研究代表者(部門) + 研究分担者(部門)』の体制のもとでガバナンスが機能するよう、管理体制を整備している。

8 大阪薬科大学

(1) 研究活動の不正行為に対する取組方針等（資料編 171 ページ）

- 大阪薬科大学では、他大学での研究不正の問題が社会的に注目されるようになり、科学研究に対して国民からの厳しい目が向けられるようになってきたことや、平成 18 年 8 月に旧ガイドラインが取りまとめられるなど、科学研究及び研究機関を取り巻く当時の社会情勢を踏まえ、平成 21 年 9 月に「大阪薬科大学研究倫理規程」を制定し、学術研究が、科学的、社会的、倫理的観点から判断して適切に進められ、信頼性と公正性が確保されるよう、研究遂行上、遵守すべき倫理基準を定めた。
- 平成 21 年の所属教員に対する研究倫理違反の申立ての経験を踏まえ、委員会を設置し調査を行う根拠となる規程を整備する必要性を認識し、平成 22 年 9 月、「大阪薬科大学研究倫理委員会規程」を制定した。
- 平成 26 年 8 月にガイドラインが策定されたことを受け、平成 27 年 10 月に「大阪薬科大学研究者行動規範」、「大阪薬科大学における研究活動上の不正行為の防止及び対応に関する規程」（以下「不正防止規程」という。）を整備した。

(2) 体制の整備（資料編 171～174 ページ）

- 平成 22 年 9 月に研究倫理委員会を設置するとともに、平成 27 年 10 月に、学長を統括責任者、研究倫理委員会委員長を研究倫理教育責任者とし、臨床教育・研究支援課に告発・相談窓口を置く等の体制を整備した。
- 今後さらに、整備した体制が有効に機能していくよう、例えば研究倫理委員会において点検、評価、改善を行う仕組みを構築するなど、大学の実情に合わせた有効な再発防止策や改善策を実施していくとしている。
- 研究倫理教育の実施に当たって、研究倫理委員会において、受講対象者、教材、実施頻度、受講期日等について審議、決定している。また、研究倫理教育責任者より全受講対象者に対して受講案内を行うとともに、大学院学生に対しては所属研究室の指導教員に受講指導するよう要請している。
- 研究活動の不正行為に関する告発又は相談を受け付ける窓口を臨床教育・研究支援課に設置している。また、告発の受付方法や対応等について不正防止規程で規定している。

(3) 研究倫理意識の醸成（資料編 174～175 ページ）

- 医薬系研究に対応した教材であること、履修管理や理解度の把握が可能な教材であること等を要件として教材選定を行い、それを具備するものとして CITI-Japan の e-ラーニングを活用した研究倫理教育を実施している。
- 研究者（教員、ポスト・ドクター、研究支援者、リサーチ・アシスタント、客員研究員、大学院学生）、事務職員にかかわらず、原則として同一の教材・学修内容とし、受講頻度は原則として 1 回/5 年としている。なお、研究活動を行う学部学生への研究倫理教育の受講については、現在検討中である。
- 客員研究員については、所属機関での研究倫理教育の実施状況により、受講の可否を判断している。また、一時的に大学に滞在して共同研究を行う研究者等については、所属機関での研究倫理教育受講の有無を確認し、教育の必要性を判断するなどの対応を検討している。
- その他、研究倫理に関する図書『科学者をめざす君たちへー研究者の責任ある行動とは 第 3 版』（化学同人、平成 22 年、米国科学アカデミー編、池内

- 了訳)を全教員及び大学院学生に配布することを決定した。
- 今後、研究倫理セミナーを毎年度実施することを念頭に、テーマや演者の選定等、研究倫理委員会において検討を重ねていくこととしている。

(4) 一定期間の研究データの保存・開示(資料編 175~176 ページ)

- 不正防止規程において、研究活動の正当性の証明手段を確保するとともに、第三者による検証可能性を担保するため、実験・観察記録ノート、実験データその他の研究資料等を一定期間適切に保存・管理し、開示の必要性及び相当性が認められる場合にはこれを開示しなければならないと規定している。
- 具体的な保存期間については、論文等の形で発表された研究成果のもととなった実験データ等の研究資料は、当該論文等の発表から10年間、試料や標本などの有体物については5年間を原則として保存・管理することを規定している。ただし、保存が不可能ないしは著しく困難である、保存のためのコストやスペースが膨大になるなど社会通念上、やむを得ない理由がある場合はこの限りではないとし、保存・管理の原則から除外している。
- 研究データの保存については、試料の性質や保存場所の制約等により、全ての試料を保存することは現実的ではなく、容易に再現可能なもの等の保存の例外検討などの問題が提起され、継続して検討していくこととしている。また、これら以外にも種々問題が発生することが考えられるため、研究倫理委員会を中心に、研究者に対して運用上の問題点のヒアリングを行い、実効性のある研究データの保存基準を策定するとともに、保存が困難な試料のリストアップと対応、研究データの帰属先や保存責任者の明確化、管理や廃棄の手順、転出者等が保有する研究データの保存等についても規程に盛り込む方向で検討することとしている。

9 理化学研究所

(1) 研究活動の不正行為に対する取組方針等（資料編 177～178 ページ）

- 理化学研究所では、平成 26 年に認定された研究不正の事案を踏まえ、理事長を本部長とする「研究不正再発防止改革推進本部」を設置し、高い規範を再生すべく、組織運営の抜本的な改革に向けた検討を行い、平成 26 年 8 月に、①ガバナンスの強化、②研究不正防止策の強化、③第三者によるモニタリング等を内容とする「研究不正再発防止をはじめとする高い規範の再生のためのアクションプラン」（以下「アクションプラン」という。）を策定した。
- 研究不正の防止は、まず研究者自身が研究不正は許されないと強く意識することであるとの認識の下、平成 26 年 8 月に策定されたガイドラインの内容を踏まえて、平成 26 年 10 月に「科学研究上の不正行為の防止等に関する規程」を改正し、研究倫理教育の徹底、不正を防止する研究環境の整備・維持のため、センター長等、研究室主宰者及び職員の責務について規定した。
- 論文の公正性の説明責任は研究者にあること、研究所はその研究者の説明を精査する責務があるとの認識の下、公表した研究成果の根拠となる実験データ等の保管の仕組みを整備、維持している。
- また、平成 27 年 3 月に策定した「理化学研究所行動規範」では、研究者は、自律的に真理を探究して公表する権利とともに、研究者自らの専門知識や技術の質を高く保ち、社会の負託に応える義務があり、さらに、社会に対して、国家的な研究事業を始め事業活動を説明する責任を負っていることから、理化学研究所の役職員は、研究者として、あるいは事業活動を推進する担い手として、注意深い判断の下、公正かつ倫理的に使命を全うし、社会に対し誠実で責任ある行動をとる義務を有するとしている。

(2) 体制の整備（資料編 178～182 ページ）

- 理化学研究所内の各研究センター等のセンター長等には引き続き研究遂行の自由度を与えつつ、コンプライアンス等に関して本部の統括の下で一元的に実施するなどの研究所経営のガバナンスの強化を図るため、以下の体制を整えている。
 - ・理事長：研究所の業務を総理する。
 - ・経営戦略会議：研究所のトップマネジメントやリスクマネジメント等経営の重要事項等につき審議し、適時的確に経営へ反映させる。座長を含む構成員の過半数を外部有識者で構成する。
 - ・研究コンプライアンス本部：研究不正や不適切行為及び研究費不正の防止について、内部統制を所掌する理事長直轄の組織。
 - ・研究政策審議役：科学的視点に基づく研究所のガバナンス強化のため、研究担当理事を補佐する。
 - ・内部統制委員会：研究所のリスクなど内部統制の推進に関する重要事項を審議する。下位組織として、研究不正を含む研究所におけるリスク管理に関する事項を検討・審議する「リスク管理委員会」を置いている。
 - ・監事・監査室：監事監査や内部監査等に関する業務を担当し、研究不正の防止に関する取組についても監査を行う。
 - ・運営・改革モニタリング委員会：外部有識者で構成され、研究不正再発防止をはじめとする高い規範を再生するための取組の実行について、理事長の諮問に応じて審議し、意見を答申する。
- 研究倫理意識の醸成については、研究コンプライアンス本部長を「研究倫理教育統括責任者」とし、その下で各研究センター等に研究倫理教育に関する

業務等を行う「研究倫理教育責任者」を配置している。

- 研究不正の事案に関する相談や告発を受け付ける窓口を研究コンプライアンス本部に置いている。また、職員からの相談や告発は外部弁護士による相談室も窓口として受け付けることとしている。

(3) 研究倫理意識の醸成（資料編 182～185 ページ）

- 平成 26 年 8 月より、役員及び常勤職員等（非常勤管理職を含む）を対象に、CITI-Japan の e-ラーニングを導入している。また、平成 27 年 7 月より、週 3 日以上 の来所頻度の客員研究員等も受講対象としている（平成 26 年 8 月から平成 27 年 10 月までの受講対象者全員が受講済）。その他の必須受講でない研究系業務従事者にも、所属長の承認の下、受講アカウントを配付している。
- CITI-Japan の e-ラーニングの他にも、冊子の配布や、研究倫理の専門家による講演会、研究倫理ワークショップ、管理職を対象とした e-ラーニング、新人研修における講義、新任主宰者等を対象にした研修会など、様々な機会、形態で研究倫理教育を実施している。
- 日本語を母国語としない研究者等のため、研究倫理教材については、原則、日英両方を準備している。
- 研究倫理教育の未履修があった場合、当該研究者及び所属長等に対する注意喚起を研究コンプライアンス本部が行うとともに、研究倫理教育責任者からも所掌する研究センター等の未履修者に対し受講を促している。注意喚起後もなお研究倫理教育を履修しない場合は、実験室への立入禁止や研究活動の一時停止等の措置を講ずることとしている。
- CITI-Japan の e-ラーニングの受講義務は 5 年に 1 回としているが、CITI-Japan を受講しない年度においても、毎年度、研究倫理教育を行い、研究倫理を一層周知させるため、簡易な e-ラーニングを平成 27 年 10 月に導入した。
- 若手研究者が安心して能力を発揮できる体制を整備するため、「メンターの配置等による研究者等の育成体制に関するガイドライン」等を平成 26 年 12 月に制定し、研究室主宰の経験が浅い研究室主宰者や若手研究者等がメンターからの支援・助言を得られるようにした（新任研究室主宰者 1 名につき 2 名のメンターを配置）。

(4) 一定期間の研究データの保存・開示及び研究成果発表（資料編 185～186 ページ）

- 平成 26 年 10 月に、実験記録等の作成義務や、実験データ等記録と管理にかかる手順等を規定した「研究記録管理規程」、研究成果を発表する際の手順を規定した「研究成果発表に関する規程」を制定している。
- 研究記録管理規程では、研究者等が研究活動の公正性等を説明するために必要となる研究記録を、研究成果発表後、原則 5 年間、研究室主宰者の指示に従い保存しなければならないと規定している。
- 研究成果発表に関する規程では、研究成果を発表しようとする研究者等に対し、①共同研究における責任者や責任分担の決定、②関係者による研究成果の内容確認、③各種計測データ等の保存、④引用の適切さ、⑤偽造、ねつ造、改ざん、盗用等がないこと等を確認するとともに、これらを確認したことを記録し、これを研究成果発表後、原則 5 年間保存することを規定している。
- 研究室主宰者は、上記の研究発表に当たっての確認及び発表原稿その他関連資料を確認した上で、当該成果の発表を承認することとしている。

